

「第四次長野県環境基本計画」の策定について

環境政策課

1 趣旨

「長野県環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画を策定する。

また、本計画における「水環境の保全」を「第6次長野県水環境保全総合計画」として位置付ける。

2 検討状況

(1) 長野県環境審議会

開催日	審議会	主な検討内容
4月25日	第1回環境審議会	・「第四次長野県環境基本計画」について諮問
9月19日	第3回環境審議会	・これまでの検討状況について報告
10月19日	第4回環境審議会	・計画の骨子について中間報告
1月22日	第6回環境審議会	・「第四次長野県環境基本計画」の答申案について

(2) 長野県環境基本計画策定専門委員会

①専門委員

役職	氏 名	所 属
委員長	中 村 寛 志	国立大学法人信州大学 名誉教授
委員長代理	藤 波 博	公益財団法人廃棄物・3R研究財団 調査部長
委 員	大和田 順 子	一般社団法人ロハス・ビジネス・アライアンス共同代表
委 員	河 口 真理子	(株)大和総研 調査本部 主席研究員
委 員	田 中 信一郎	一般社団法人地域政策デザインオフィス 代表理事
委 員	平 林 公 男	国立大学法人信州大学 学術研究院繊維学系応用生物科学 教授

②開催状況

開催日	専門委員会	主な検討内容
4月27日	第1回専門員会	・現状と課題について論点整理
6月15日	第2回専門員会	・計画の構成等について
9月13日	第3回専門員会	・骨子案について
11月14日	第4回専門員会	・答申素案について
12月6日	第5回専門員会	・答申案について

③有識者へのヒアリング・先進地視察

- ・大学教授など有識者へのヒアリング（平成29年6月～8月、8名）
- ・先進地視察（平成29年5月～6月、ヨコハマ・エコ・スクール、なべくら高原「森の家」等）

(3) 県民意見の聴取

- ・地域で環境活動に取り組んでいる団体、大学生・高校生等と意見交換を実施（平成29年2月～7月、23団体、延べ616名）
- ・計画（案）に対するパブリックコメントを実施（平成29年12月15日～平成30年1月13日、22件）

「第四次長野県環境基本計画」の特色

環境政策課

1 SDGs(持続可能な開発目標)による施策の推進

○SDGsの17のゴールのうち、13のゴールに関連

・施策の6つの柱ごとに、関連するアイコンを表示

○環境保全の取組に加え、経済・社会の課題解決を図る取組を記載

- ・「信州やまほいく」、「環境エネルギー分野の産業化」、「フードバンク」など(☆…34項目)
- ・環境部だけでなく、全庁挙げて部局横断的に取り組む計画に



○SDGsと関連付けた基本目標を設定

「共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし」

- ・共に育み … パートナースhip
- ・未来につなぐ … 持続可能
- ・信州の豊かな自然 … 本県が誇る自然環境
- ・確かな暮らし … 経済・社会・環境の統合的向上

2 「第6次長野県水環境保全総合計画」と一体的に作成

○「第四次長野県環境基本計画」における「水環境の保全」に関する部分を「第6次長野県水環境保全総合計画」に位置付け、一体性・整合性を確保

3 標高差や地域の特性に着目した取組を記載

○垂直ゾーニング…本県の特徴である標高差に着目し、施策展開の考え方を記載

○水平ゾーニング…10の広域圏ごとに、地域の特性等を踏まえた取組を記載

4 コラムにより先進的事例等を紹介

○コラムにより先進的な取組事例等を紹介し、わかりやすさ・親しみやすさに配慮

・「下水熱の利用」、「星空を活かした取組」、「残さず食べよう！30・10運動」など11項目

「第四次長野県環境基本計画」の構成

資料1－3

第1章 計画の基本的考え方

- ・計画の位置付け
- ・SDGs(持続可能な開発目標)による施策の推進
- ・計画の期間
- ・対象とする施策の範囲

第5章 計画の推進体制等

- ・計画の推進体制
- ・進捗管理と評価
- ・計画の見直し

<施策の柱(大項目)>

1.持続可能な社会の構築

2.脱炭素社会の構築

3.生物多様性・自然環境の保全と利用

4.水環境の保全

5.大気環境等の保全

6.循環型社会の形成

第2章
現状と課題

第3章
長野県の将来像

第4章
計画期間中の目標と実施施策

<中項目>

<小項目>

環境保全意識の醸成と行動の促進	環境教育・ESDの推進 啓発活動の推進
パートナーシップによる環境保全活動の推進	地域における協働の支援 各分野における協働の推進 海外との連携・協力
豊かな自然やライフスタイル等の発信	信州の魅力発信による移住・交流の促進
環境影響評価による環境保全の推進	環境影響評価制度の適切な運用 公共事業における環境配慮の推進
環境保全研究所の機能強化	環境保全に関する調査研究、情報発信の強化 調査研究等に必要の体制整備
エネルギー需要の県民の手によるマネジメント	省エネ型の家庭用機器や産業機器の普及促進 快適な省エネ住まいづくり・まちづくりの推進 エネルギーの特性に応じた適切な使用
再生可能エネルギーの利用と供給の拡大	再生可能エネルギー普及の地域主導の基盤整備 再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大 再生可能な熱・燃料の拡大 地域と調和した再生可能エネルギー事業の促進
総合的な気候変動対策の推進	気候変動への緩和対策 気候変動への適応対策
生物多様性の保全	生物多様性保全対策の総合的な推進 身近な野生動植物の保全対策 希少野生動植物の保全対策 外来種対策の推進
自然環境の保全と利用	自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理 自然公園の整備と利用促進 自然体験活動の推進
森林や農山村の多面的機能の発揮	里山の保全と利用 持続可能な農林業の推進
水資源の保全と適正な利活用	水収支の把握 地下水の涵養 水源地域の保全 水資源の適正な利活用
安心安全な水の保全	水質監視 発生源対策 河川・湖沼の浄化対策 水に関する災害対策
良好な水環境の保全	親水性に優れた水辺づくり 水辺における生態系の保全 水辺の環境保全活動等の推進
大気環境等の保全	大気環境の保全 アスベスト(石綿)対策 騒音・振動・悪臭の防止 光害対策等 放射能対策
化学物質対策	ダイオキシン類対策 その他の化学物質対策
廃棄物の3Rの推進	2Rを意識した3Rの推進 広域を単位とした地域循環圏の形成
廃棄物の適正処理の推進	適正処理の促進 不適正処理の防止

第四次長野県環境基本計画(案)概要

基本的考え方

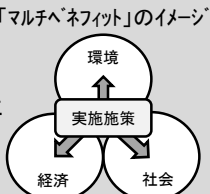
■SDGs(持続可能な開発目標)による施策の推進

SDGsは、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチ・ベネフィット」を目指しています。施策の推進に当たっては、あらゆる主体のパートナーシップにより、本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

■計画期間

2018年度(平成30年度)から2022年度までの5年間

※「主な施策」中の☆印は「マルチ・ベネフィット」を目指す施策を示す。



1 持続可能な社会の構築



【現状と課題】

- 人口減少による経済・社会・環境の担い手の減少、地域活力の低下
- 「環境のためになること(環境に配慮した暮らし)」を実行している人の割合が低下

【将来像】

- 県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践
- 県民、事業者などあらゆる主体のパートナーシップにより環境保全活動が活発化
- 本県の豊かな自然や、自然を活かしたライフスタイル、「地消地産」など持続可能な経済・社会システムが魅力となり、移住者や交流人口が増加

【主な施策】

- 環境教育に関する情報の一元化・発信等による学校・地域における環境教育の促進
- 「信州豊かな環境づくり県民会議」など多様な主体との連携強化
- ☆ 「信州やまほいく」による幼児期の子どもの豊かな育ちの推進
- ☆ 学校林の整備など自然教育や、登山・キャンプなど体験学習の推進
- ☆ 豊かな自然・ライフスタイルなど信州の魅力発信による移住・交流の促進

【達成目標】

指 標 名	現状	目標	備考
環境のためになること(環境に配慮した暮らし)を実行している人の割合	65.5% (2017年度)	75.0% (2022年度)	現状の数値から年2%程度の増加を目標に設定
都市農村交流人口	624,909人 (2016年度)	690,000人 (2022年度)	過去の実績値を基に設定

2 脱炭素社会の構築



【現状と課題】

- 地球規模での気候変動の進展と、パリ協定など「脱炭素社会」に向けた動きの加速
- 県内の運輸、家庭、業務部門における温室効果ガス総排出量の増加
- 太陽光発電の導入が増加する一方、自然環境や景観等への影響が懸念

【将来像】

- 家庭・事業所の省エネルギーが進展。自家用車なしで暮らせる脱炭素型のまちづくりが実践
- 「再生可能エネルギー100%地域」に向けた取組が進展
- 気候変動に対する緩和策・適応策が進み、県民生活・自然環境等への被害が最小化・回避

【主な施策】

- 既存住宅の省エネ性能向上に向けた改修モデルの創出と改修支援
- 照明のLED化やESCOの活用など県有施設の省エネルギー化の推進
- 自家用車なしで暮らせるまちづくりのモデル地域の創出支援
- 環境負荷の少ない屋根を活用した太陽光の発電・熱事業の普及促進
- 下水熱の回収による熱エネルギーの有効利用
- ☆ 断熱部材や発電システムなど環境エネルギー分野での産業化の促進
- ☆ 産学官連携による気候変動に適応する製品・技術・サービスの創出

【達成目標】

指 標 名	現状	目標	備考
県内の温室効果ガス総排出量	15,426千トン-CO2 (2013年度)	14,032千トン-CO2 (2019年度)	国の中央環境審議会の報告を参考に設定
県内の最終エネルギー消費量	17.7万TJ (2014年度)	15.8万TJ (2020年度)	国の中央環境審議会の報告を参考に設定
エネルギー消費量でみるエネルギー自給率	7.7% (2014年度)	13.9% (2020年度)	これまでの再エネ導入量、増加率等を踏まえて設定

3 生物多様性・自然環境の保全と利用



【現状と課題】

- 開発、里山の利用衰退、地球温暖化などにより野生動植物の生息環境が悪化
- 県内の自然公園利用者数が増加する一方、植生破壊やし尿処理などの課題が発生
- 過疎化・高齢化などにより里地里山における活動が縮小し、県土の保全機能の低下や里山景観の悪化が危惧

【主な施策】

- 多様な主体との協働による希少種保護や外来種対策等の推進
- 自然保護センターの「ネイチャーセンター」化によるエコツーリズム等の普及拡大
- 山域ごとの行政・山小屋関係者等の協働による登山道等の整備
- 地域住民が主体的に参画する里山整備など多様な地域活動の支援
- ☆ 森林セラピー[®]・ヘルスツーリズムなど健康・観光での利用拡大
- ☆ 森林整備や山村と都市との交流促進による地域活性化

【達成目標】

指 標 名	現状	目標	備考
保護回復事業計画の策定及び評価検証数	18種 (2016年度)	29種 (2022年度)	策定済みの計画に対する評価検証数を勘案して設定
自然公園利用者数	3,607万人 (2016年)	3,743万人 (2021年)	過去の年間増加利用者数を基に設定
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積	40,827ha (2016年度)	49,800ha (2022年度)	整備済みの農用地面積の概ね8割での取組を目標に設定
民有林の間伐面積	13,634ha (2016年度)	検討中	間伐必要面積と過去の整備動向から設定

【将来像】

- 多種多様な動植物が生息・生育し、希少野生動植物を含む生物多様性が確保
- 本県の山岳・高原に多くの人が訪れるとともに、自然環境の保全と持続的な利用が推進
- 農地・森林の適切な管理等により農林業が持続的に営まれ、豊かな生態系や美しい景観が保全

基本目標

共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし

※共に育み:パートナーシップ 未来につなぐ:持続可能 信州の豊かな自然:本県が誇る自然環境 確かな暮らし:経済・社会・環境の統合的向上

4 水環境の保全

【現状と課題】

- 河川・湖沼などの水質は長期的には改善しているが、湖沼の環境基準達成率は依然として低位
- 諏訪湖ではヒシの大量繁茂や湖底の貧酸素拡大など新たな課題が発生
- 水田面積の減少や市街化の進展により地下水の浸透量が減少
- 人口減少、過疎化・高齢化に伴う森林・農地の荒廃により地下水の涵養機能の低下が危惧

【将来像】

- 水源の涵養により健全な水循環が維持されるとともに、水資源の適正な利活用が推進
- 河川・湖沼等の水環境が良好に保たれ、安心安全な水が確保
- 清らかで美しい水辺環境が保たれ、人々が水に親しむとともに豊かな生態系が保全

【主な施策】

- 森林や農地等の整備による地下水の涵養機能の保全
- 水質監視と発生源対策による水質浄化の推進
- 「諏訪湖環境研究センター(仮称)」の設置による調査・研究体制の強化
- ☆ 「諏訪湖創生ビジョン」に基づく水質・生態系の保全と観光振興
- ☆ 地下水量の情報提供などによる企業立地の促進

【達成目標】

指 標 名	現状	目標	備考
河川環境基準達成率	98.6% (2016年度)	98.6% (2022年度)	過去の達成率を基に設定
湖沼環境基準達成率	38.5% (2016年度)	53.3% (2022年度)	過去の達成率を基に設定
汚水処理人口普及率	97.6% (2016年度)	99.0% (2022年度)	各市町村の整備目標を基に設定
民有林の間伐面積	13,634ha (2016年度)	検討中	間伐必要面積と過去の整備動向から設定

5 大気環境等の保全

【現状と課題】

- 微小粒子状物質(PM2.5)の国内外からの移流による広域的な大気汚染が懸念
- アスベストを使用した建築物の老朽化に伴う解体作業の増加により周辺環境への飛散が懸念
- 新幹線による騒音が一部で環境基準を超過

【将来像】

- 良好な大気環境が保全されるとともに、生活を脅かす有害化学物質などのリスクが削減され、安心安全な生活環境が維持

【主な施策】

- 常時監視や発生源対策による大気環境の保全
- 広域連携による微小粒子状物質(PM2.5)発生源寄与の解明
- ☆ 星空観察など美しい星空を活かした地域の取組支援、県内各地の星空観光の魅力発信

【達成目標】

指 標 名	現状	目標	備考
大気環境基準達成率(光化学オキシダントを除く)	100% (2016年度)	100% (2022年度)	過去の達成率を基に設定
昼間の光化学オキシダント環境基準値達成率(時間)	94.2% (2016年度)	94.5% (2022年度)	過去の達成率を基に設定
有害大気汚染物質・ダイオキシン類環境基準値等達成率	100% (2016年度)	100% (2022年度)	過去の達成率を基に設定

6 循環型社会の形成

【現状と課題】

- 一般廃棄物総排出量は減少傾向にあり、2年連続で1人1日当たりのごみ排出量が日本一少ない県を達成
- 産業廃棄物総排出量は汚泥の増加により増加傾向
- 廃棄物の保管基準違反など、不適正処理が跡を絶たない状況

【将来像】

- 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の意識が浸透し、すべての廃棄物が資源として循環する社会が実現
- 地域で発生する廃棄物を資源化し、地域内で利活用する「地域循環圏」が確立
- 廃棄物の適正処理が推進され、安心安全な生活環境が確保

【主な施策】

- 「残さず食べよう! 30・10運動」など食品ロスの削減による「ごみ減量日本一」の継続
- 地域内で資源の利活用を進める「地域循環圏」の構築
- 廃棄物の不適正処理に対する重点的な監視指導の実施
- ☆ フードバンク等を通じた生活困窮者等への支援
- ☆ 「きれいな信州環境美化活動」の推進による観光地のイメージアップ

【達成目標】

指 標 名	現状	目標	備考
一般廃棄物総排出量	654千トン(836g) (2015年度)	588千トン(795g) (2020年度)	過去の変化率と削減幅、施策効果を勘案して設定
産業廃棄物総排出量	4,341千トン (2013年度)	4,358千トン (2020年度)	過去の実績、経済指標による推計、施策効果を勘案して設定
一般廃棄物リサイクル率	23.0% (2015年度)	24.3% (2020年度)	過去の変化率と推計比率、施策効果を勘案して設定

第四次長野県環境基本計画 答申（案）

2018年（平成30年） 1 月

長野県環境基本計画策定専門委員会

目 次

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画の位置付け	
2 SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進	
3 計画の期間	
4 対象とする施策の範囲	
第2章 現状と課題	3
1 持続可能な社会の構築に関する状況	
2 脱炭素社会の構築に関する状況	
3 生物多様性・自然環境の保全と利用に関する状況	
4 水環境の保全に関する状況	
5 大気環境等の保全に関する状況	
6 循環型社会の形成に関する状況	
第3章 長野県の将来像	13
1 持続可能な社会の構築	
2 脱炭素社会の構築	
3 生物多様性・自然環境の保全と利用	
4 水環境の保全	
5 大気環境等の保全	
6 循環型社会の形成	
第4章 計画期間中の目標と実施施策	15
■基本目標	
■実施施策	
1 持続可能な社会の構築	
2 脱炭素社会の構築	
3 生物多様性・自然環境の保全と利用	
4 水環境の保全	
5 大気環境等の保全	
6 循環型社会の形成	
■地域の特性を踏まえた取組の推進	
・標高差に着目した施策の展開（垂直ゾーニング）	
・地域別の特性と実施施策（水平ゾーニング）	
第5章 計画の推進体制等	51
1 計画の推進体制	
2 進捗管理と評価	
3 計画の見直し	
参考資料	52
・用語解説	

第1章 計画の基本的考え方

第1章では、計画の策定に当たって、計画の位置付け、計画の期間、対象とする施策の範囲など、計画の基本的な考え方を示します。

1 計画の位置付け

- 長野県環境基本計画は、「長野県環境基本条例」（平成8年長野県条例第13号）第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年7月25日法律第130号）第8条に規定する本県の行動計画を包含するとともに、本計画における「水環境の保全」を「第6次長野県水環境保全総合計画」として位置付けます。

2 SDGs※（持続可能な開発目標）による施策の推進

- 2015年（平成27年）9月にアメリカ合衆国・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。



- 目標達成に向けては、県民・NPO、事業者、行政機関などすべての個人・団体がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。また、SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割が求められています。

- 本県は、全国で4番目に広い県土を有し、その8割を占める広大な森林は清らかな水や空気を育み、多様な生物の生息場所となっています。本計画では、SDGsの視点を踏まえ、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、こうした本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

3 計画の期間

- 2018年度（平成30年度）を初年度とし、2022年度を目標年度とする5年間を対象とします。

4 対象とする施策の範囲

- 持続可能な社会の構築に関すること。
- 脱炭素社会の構築に関すること。
- 生物多様性※・自然環境の保全と利用に関すること。
- 水環境の保全に関すること。
- 大気環境等の保全に関すること。
- 循環型社会の形成に関すること。

（注）文中で「※」がついた用語は、参考資料に用語解説を記載しています。

第2章 現状と課題

第2章では、計画策定の背景となる本県の環境をめぐる現状と課題について、主な項目ごとに、国内外の動向も含めて示します。

1 持続可能な社会の構築に関する状況

- SDGs を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されたことを受け、国は2016年（平成28年）5月に「持続可能な開発目標推進本部」を設置し、同年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定しました。この実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことがビジョンとして掲げられ、8つの優先課題と具体的な施策が定められています。また、「SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である」とされ、地方自治体においてもSDGs達成に向けた取組を推進することが求められています。

【持続可能な開発目標（SDGs）実施指針の概要】

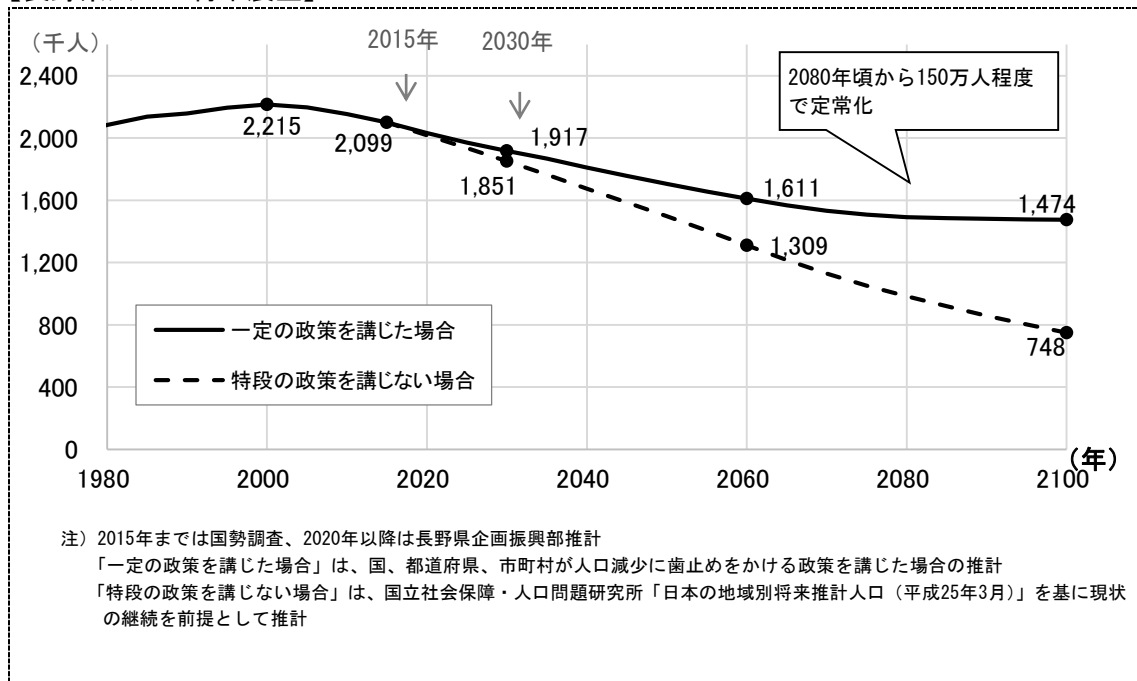
持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の概要	
● ビジョン:「<u>持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。</u>」 ● 実施原則:①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任 ● フォローアップ:2019年までを目処に最初のフォローアップを実施。 【8つの優先課題と具体的施策】	
①あらゆる人々の活躍の推進	②健康・長寿の達成
■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実	■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応
③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性向上 ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市	■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組 ■質の高いインフラ投資の推進
⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会	⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ■気候変動対策 ■循環型社会の構築	■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・海洋・陸上資源
⑦平和と安全・安心社会の実現	⑧SDGs実施推進の体制と手段
■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進	■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援

【出典】持続可能な開発目標(SDGs)推進本部「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の概要」

- 国や地方自治体だけでなく、民間企業においても、自社の中期経営計画やマーケティングにSDGsの視点を組み込むなど、SDGsの実現に向けた取組が始まっています。また、投資家の間では、企業における環境への取組などを考慮するESG投資[※]への関心も高まりを見せています。一方で、企業がSDGsを推進するに当たっては、社会的な認知度が高まっていないことや、社内の理解度が低いことなどが課題となっています。

- 本県の人口は、2000年（平成12年）をピークに減少に転じ、当面は生産年齢人口を中心に総人口の急激な減少が続き、人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合でも、長期的には150万人程度で定常化する見通しとなっています。人口減少は、国内・域内需要や経済・社会・環境の担い手の減少をもたらすなど、地域活力の低下が懸念されます。

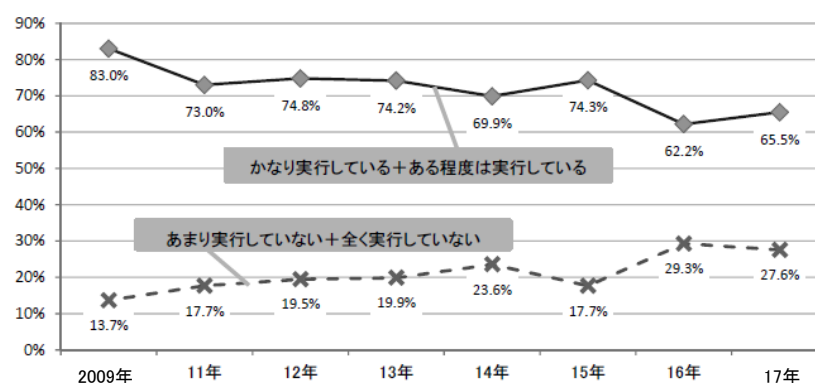
【長野県人口の将来展望】



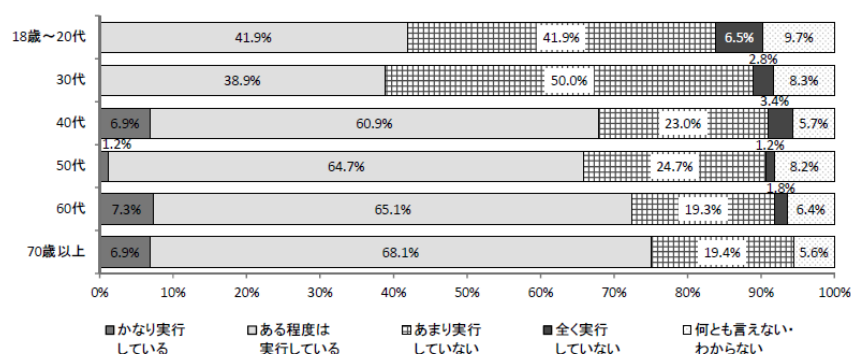
- 2017年（平成29年）6月に長野県世論調査協会・長野県環境保全協会が行った県民意識調査によると、日頃から「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）」を実行している人の割合は全体で65.5%となっており、調査を開始した2009年（平成21年）の83.0%と比べ17.5ポイント減少しています。また、年代別にみると、40代以上の世代では65%以上が「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）」を実行しているのに対し、30代以下の世代では40%前後にとどまっており、若い世代で低い傾向にあります。

【「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）」に係る県民の意識】

<経年変化>



<年代別>

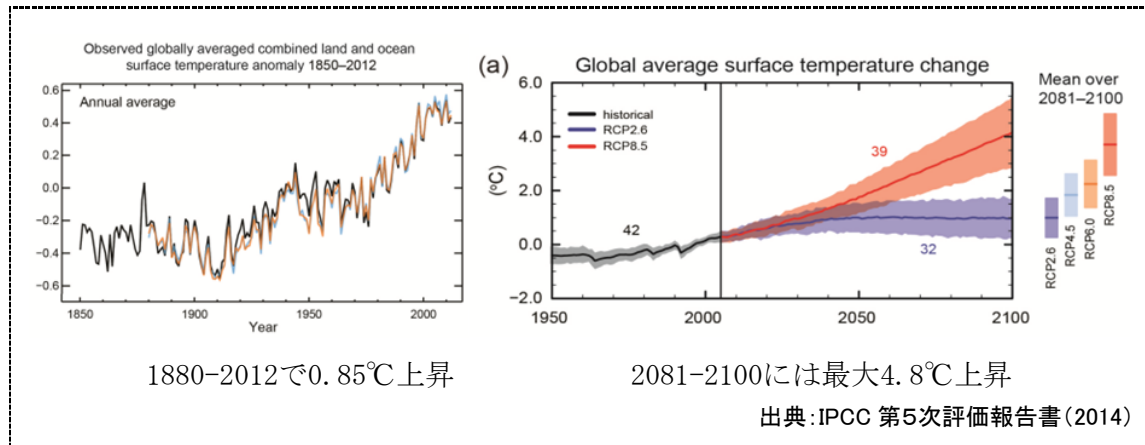


【出典】一般社団法人長野県環境保全協会・一般社団法人長野県世論調査協会「環境と暮らし2017」報告書(2017年5月11日～6月5日調査)

2 脱炭素社会の構築に関する状況

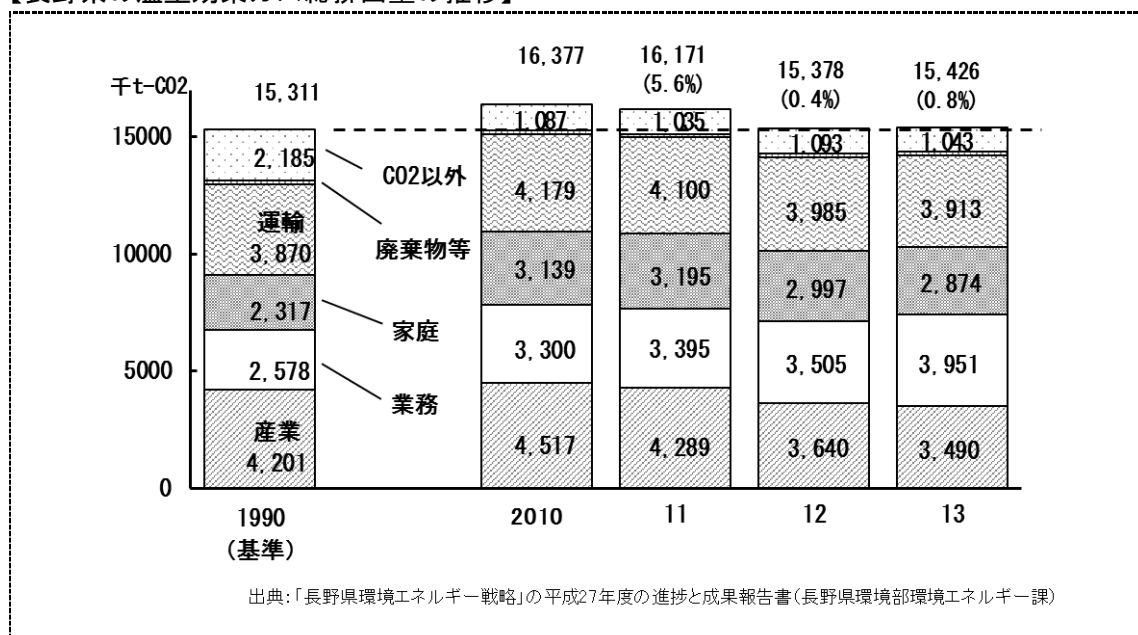
- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※が2014年（平成26年）に取りまとめた第5次評価報告書によると、「気候システムの温暖化には疑う余地はなく、1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである。」とされています。また、温暖化の原因は産業革命以降の人為的な温室効果ガス※（CO₂やCH₄など）の排出量増加にあり、現状のままの環境対策よりも経済活動を優先した場合の温室効果ガス濃度のシナリオ（RCP8.5）では、21世紀末（2081年～2100年）までの世界平均地上気温の1986年（昭和61年）～2005年（平成17年）平均に対する上昇幅は、2.6～4.8℃の範囲に入る可能性が高いと予測されています。こうした気候変動※は、すでに、気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、自然及び人間社会に大きな影響をもたらしています。今後、気候変動が進行すると、農林水産業、自然生態系、自然災害、健康などの様々な分野に広範囲で不可逆的な影響を生じさせる可能性が指摘されています。

【世界の地上気温の経年変化(年平均) 1950年から2100年までの気温変化(観測と予測)】



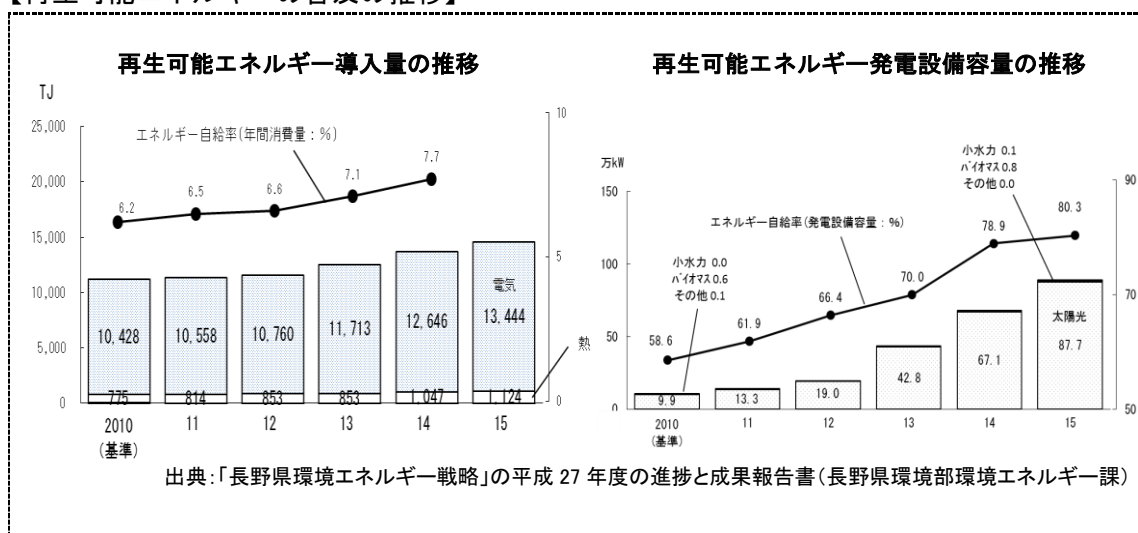
- 2015年(平成27年)12月12日、フランス・パリで開催されたC O P 21^{*}において、京都議定書^{*}以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際約束「パリ協定^{*}」が採択され、「産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追及する」という世界共通の長期目標が定められました。また、今世紀後半には、世界の人為的な温室効果ガスの排出量を森林吸収等も含めて実質的にゼロにすることで合意するとともに、気候変動の脅威への対応を強化するため、適応能力を拡充し世界全体で目標を設定するなど、世界は「脱炭素社会」を目指して舵を切りました。パリ協定の採択に前後して、国では2015年(平成27年)11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定するとともに、2016年(平成28年)5月には地球温暖化対策計画を策定し、温室効果ガスの排出を2030年度に2013年度(平成25年度)比で26%減とする中期目標を設定しました。また、本県では、2013年(平成25年)2月に策定した「長野県環境エネルギー戦略」において、温室効果ガス排出量を2030年度に1990年度(平成2年度)比で30%減(2013年度(平成25年度)比で31%減)と、国を上回る削減目標を掲げています。
- こうした中、世界では脱炭素化を考える企業や自治体が増え、「RE100%」イニシアティブ^{*}など事業活動に必要なエネルギーをすべて再生可能エネルギー^{*}に由来するものに転換する動きが活発化しています。また、2017年(平成29年)9月、長野市で開催された「地域再生可能エネルギー国際会議2017」^{*}で行われた日独自治体による首長サミットにおいても、住民の暮らしを守り、地域経済を活性化する再生可能エネルギー100%地域^{*}を目指し、新たな取組と連携の行動を開始する「長野宣言」が採択されるなど、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの普及拡大による再生可能エネルギー100%地域の実現に向けた取組が広がり始めています。
- 県内の2013年度(平成25年度)の温室効果ガス総排出量は1,542万t-CO₂で、1990年度(平成2年度)比0.8%と増加していますが、2010年度(平成22年度)以降、減少傾向となっています。しかしながら、部門ごとにみると、産業部門(16.9%減)以外の運輸、家庭、業務部門で総じて増加しています。

【長野県の温室効果ガス総排出量の推移】



- 再生可能エネルギーの普及については、2012年度（平成24年度）の再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）※の導入や各種普及施策等により、太陽光発電を中心に導入量が増加していますが、一方で、太陽光発電設備が森林や住宅地の近隣を開発して設置されるなど、自然環境や生活環境、景観、防災への影響が懸念される事例もあります。また、小水力発電※やバイオマス※発電等の導入量は十分でなく、F I Tの対象とはならない再生可能エネルギーの熱の利用は普及が遅れています。

【再生可能エネルギーの普及の推移】



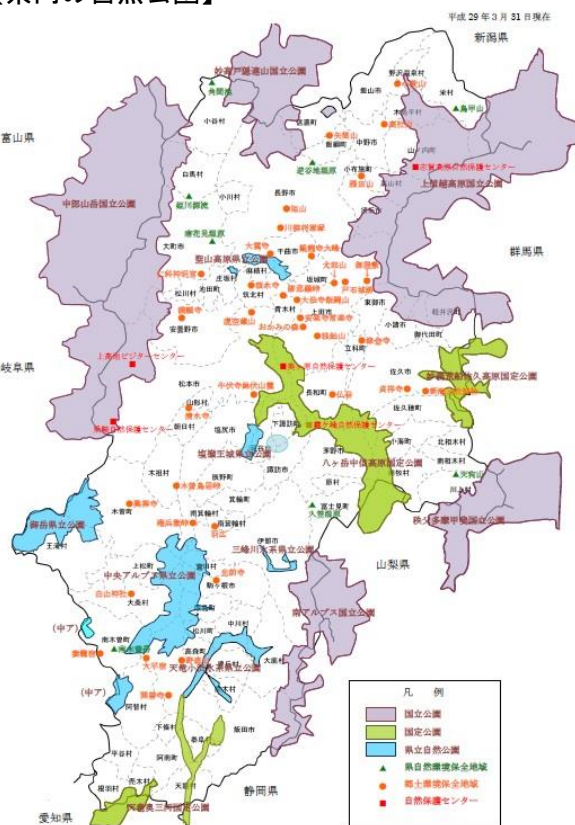
3 生物多様性・自然環境の保全と利用に関する状況

- 我が国は世界の中でも「生物多様性のホットスポット※」と評価され、特に本県は、日本の中でも生物多様性の豊かな場所と考えられています。日本の屋根と称される高山帯を有する約3,000mの標高差のある複雑な地形や、日本列島形成に関わる新旧様々な地形・地質、農地・里山・草原から山岳まで多様な土地利用、日本海・内陸・太平洋の影響を受ける気候により、豊かな生物多様性が培われてきました。しかしながら、開発、過剰

な捕獲・採取、里山の利用衰退、ニホンジカの分布拡大、外来種*の移入・分布拡大、地球温暖化の影響などにより、野生動植物の生息環境が悪化し、長野県の持つ生物多様性に危機が及んでいます。絶滅のおそれがある種数は、2014年（平成26年）から2015年（平成27年）にかけて改訂した「長野県版レッドリスト*」では、維管束植物804種（およそ3,000種中、およそ27%）、脊椎動物で98種（県内で記録のある在来447種中、およそ21%）に上るなど、多くの動植物の生息・生育が脅かされています。

【県内の自然公園】

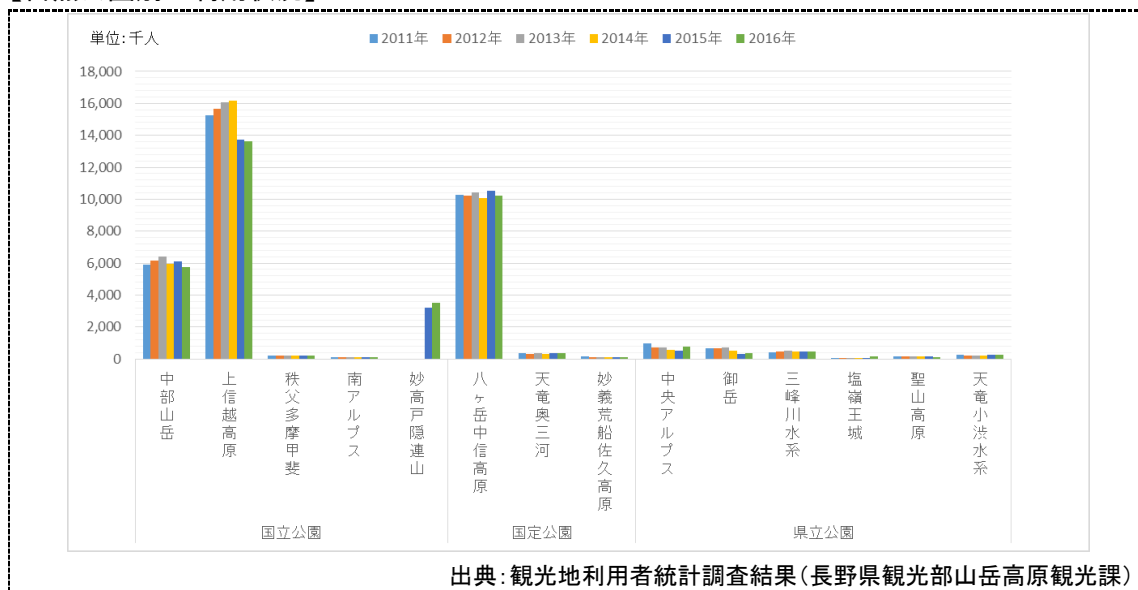
- 本県の山岳・高原地域の多くは自然公園*に指定（国立公園5地域、国定公園3地域、県立自然公園6地域）され、その面積は全国で3番目の広さとなっており、年間約3,500万人が訪れるなど、近年、本県の豊かな自然環境との触れ合いを楽しむ人々が増えています。しかしながら、本県の自然公園別の利用状況をみると、「上信越高原国立公園」では年間1,500万人が利用する一方で、年間50万人に満たない自然公園もあります。また、利用者の増加により、踏みつけによる植生破壊やし尿処理などの課題が生じています。



【県内自然公園の利用者数の推移】



【自然公園別の利用状況】

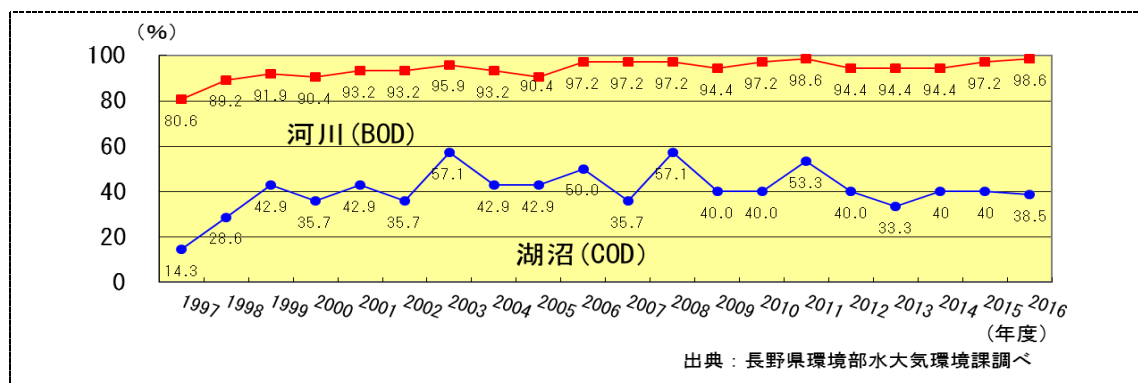


- 里地里山※は、集落を取り巻く森林、農地、ため池、草原等を構成要素とし、多くの野生生物を育む役割を果たしてきました。しかしながら、近年の産業構造等の変化や農山村の過疎化・高齢化により里地里山における人の活動が縮小したことに伴い、適正に管理されていない森林や荒廃農地が増え、県土の保全機能の低下や里山景観の悪化などが危惧されています。

4 水環境の保全に関する状況

- 本県には、日本海に注ぐ信濃川（千曲川）、姫川、関川と太平洋に注ぐ天竜川、木曽川、富士川、矢作川、利根川の8水系があり、その上流に位置する県として、水質などの保全に努める必要があります。県内の河川・湖沼などの水質は、下水道等の普及や家庭・工場からの排水の適正処理により、長期的には改善が進んでいます。2016年度（平成28年度）の河川の環境基準※達成率は98.6%と良好な状況にある一方、湖沼の環境基準達成率は38.5%と低い状況となっています。このうち、諏訪湖については、水質は改善していますが、近年ヒシ※の大量繁茂や湖底の貧酸素の拡大といった新たな課題が生じています。

【環境基準（BOD※・COD※75%値※）達成率の推移】

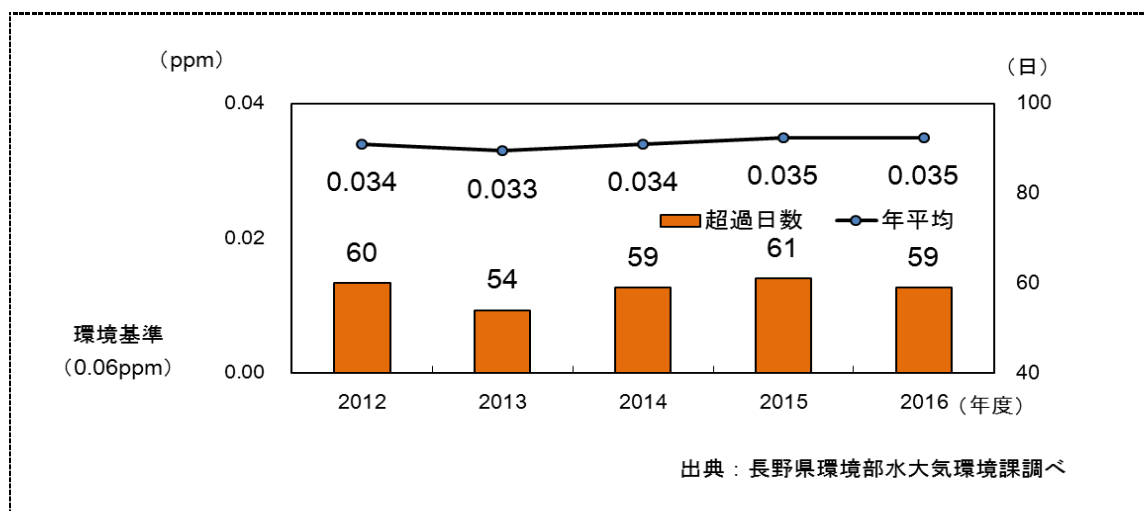


- 近年、水田面積の減少や市街化の進展により地下水の浸透量が減少してきています。また、人口減少、過疎化・高齢化により森林、農地等において必要な手入れがされていない地域もあり、森林や農地等が持つ地下水の涵養機能の低下などが危惧されています。

5 大気環境等の保全に関する状況

- 光化学オキシダント*を除く大気汚染物質について、2016年度（平成28年度）は、全測定局で環境基準を達成しており、概ね良好な状況が続いています。一方、光化学オキシダントは、そのすべてで環境基準は未達成となっています。また、近年、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）*が国内外から移流することによる広域的な大気汚染が懸念されています。

【光化学オキシダントの年平均値及び環境基準を超えた日数の推移】

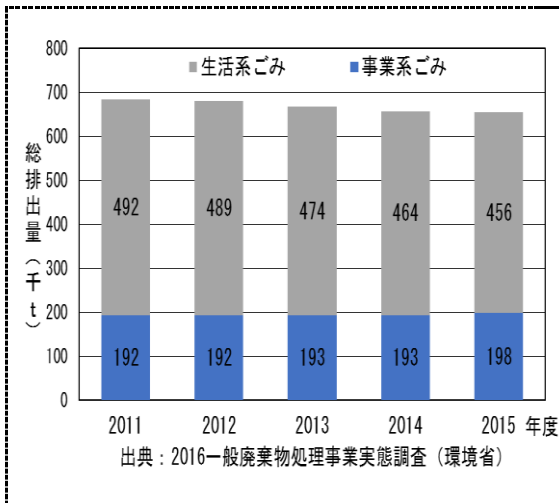


- アスベスト*（石綿）が規制された2006年（平成18年）8月以前に建築され、老朽化した建築物が解体時期を迎えています。今後、解体作業の増加が見込まれるため、アスベストの周辺環境への飛散が懸念されます。
- 道路交通による騒音の環境基準の達成率（2016年度（平成28年度））は94.9%で改善傾向にありますが、新幹線による騒音の環境基準の達成率（2016年度（平成28年度））は50.0%となっており、金沢延伸以降、一部新たに環境基準を超過する地点が見られます。
- 環境中のダイオキシン類*やベンゼン・トリクロロエチレンなど大気汚染物質の濃度は、すべての測定地点で環境基準等を達成しており、良好な状況が続いています。

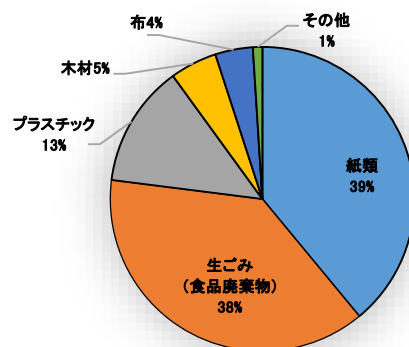
6 循環型社会の形成に関する状況

- 一般廃棄物については、2015年度（平成27年度）の総排出量は約65万3千tで年々減少しており、1人1日当たりの排出量は836gで、2年連続で日本一ごみの排出量が少ない県となりました。しかしながら、総排出量の減少幅は縮小しており、事業者から排出される紙ごみや、家庭から排出されるごみの約4割を占める食品ロス*を含む生ごみの削減が進んでいません。

【一般廃棄物の排出量の推移】



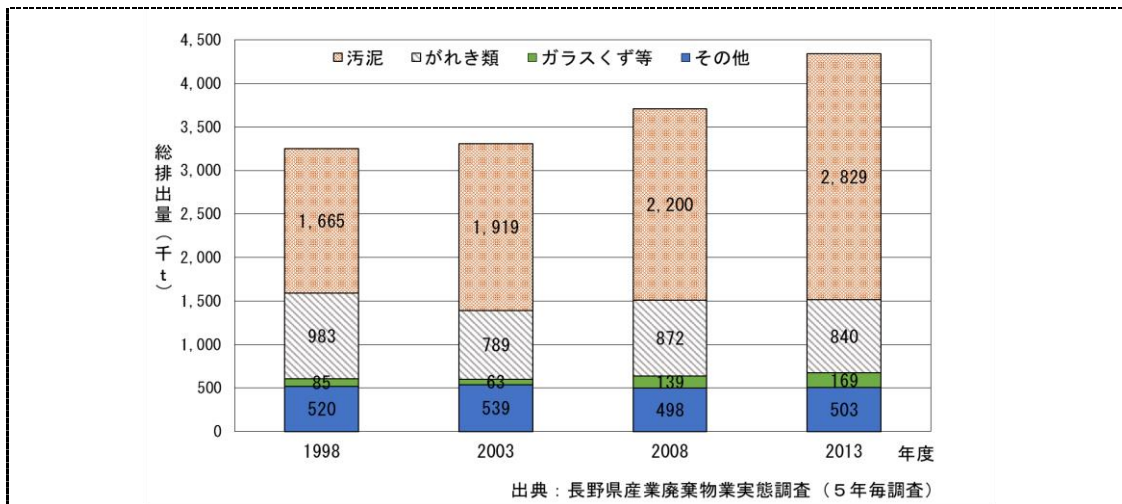
【家庭系可燃ごみの成分】



出典：松本市一般廃棄物処理計画（平成20年10月）

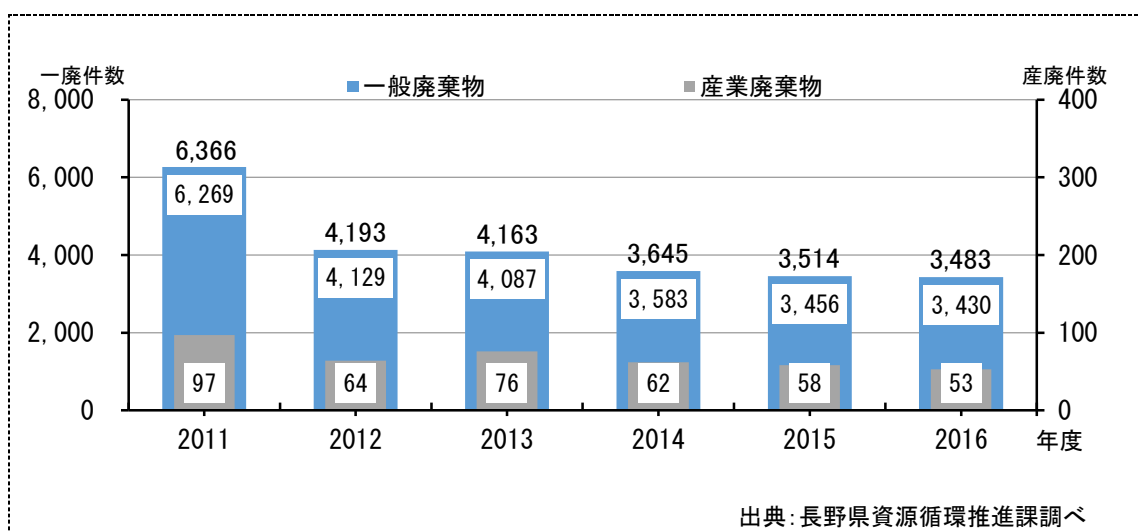
- 産業廃棄物については、2013年度（平成25年度）の総排出量は約434万1千tで、汚泥の増加により年々増加傾向にあります。また、がれき類など汚泥以外の廃棄物については横ばいの状況が続いています。

【産業廃棄物の排出量の推移】

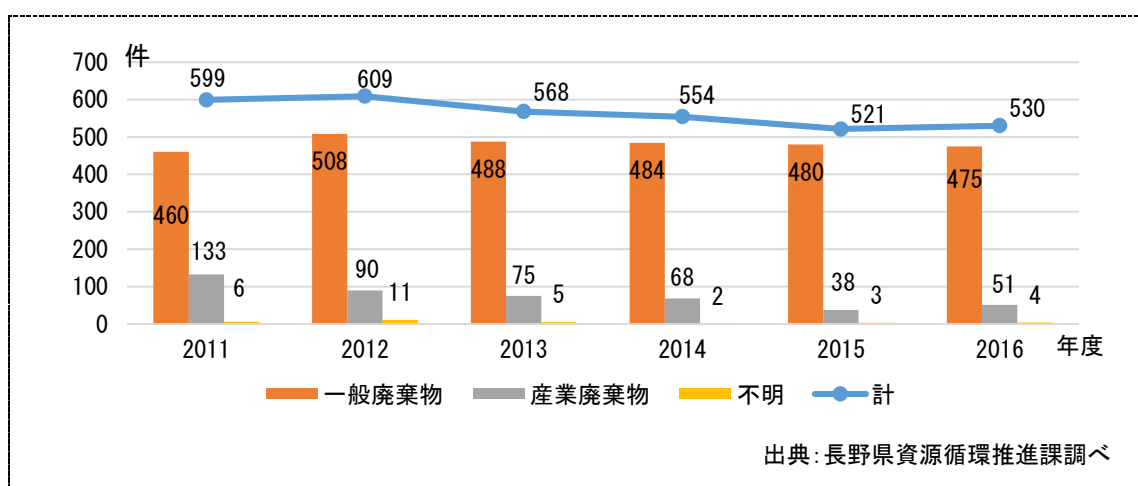


- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者等への立入検査は、毎年度12,000件以上実施していますが、廃棄物の保管基準違反や委託契約書・マニフェスト※の記載不備などが跡を絶たない状況にあります。また、不法投棄や野外焼却の発見件数は減少傾向にあるものの、年間3,000件以上の事案が発見されています。

【不法投棄発見件数の推移】



【野外焼却発見件数の推移】



- 廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）、廃石綿及び水銀廃棄物等の有害な廃棄物については、不適正な処理が行われると人の健康又は生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。
- 災害廃棄物の適正処理に当たっては、県や市町村はあらかじめ災害廃棄物の処理方針を定める災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時に迅速に対応することが求められます。しかしながら、この計画を策定している県内の市町村は約半数にとどまっています。

第3章 長野県の将来像

第3章では、第2章の現状と課題を踏まえ、概ね2030年頃に目指す本県の将来像を示します。

1 持続可能な社会の構築

- 持続可能な社会の実現に向け、県民一人ひとりがSDGsの意味を理解して日々の暮らしを見直し、誰もが環境に配慮した行動を実践しています。
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップが構築され、環境保全活動が活発に行われています。
- 豊かな自然や美しい景観、自然を活かした教育や里山の恵み豊かな暮らしなど本県ならではのライフスタイル、食料やエネルギーの「地消地産※」など地域で資源が循環する持続可能な経済・社会システムなどが魅力となり、移住者や交流人口が増加しています。

2 脱炭素社会の構築

- 家庭や事業活動など社会全体で省エネルギーが推進されるとともに、地域の地理的特性に応じて自家用車から徒歩・自転車・公共交通などへ移動手段の転換が進んだ脱炭素型のまちづくりが実践されています。
- 地域での効率的なエネルギー利用が進み、使用するエネルギーは輸入依存の化石燃料から地域資源で生み出される再生可能なものへ転換した「再生可能エネルギー100%地域」に向けた取組が進展しています。
- 気候変動による影響が県民に広く共有され、気候変動に対する緩和策と適応策が社会全体で総合的に進み、当該影響による県民生活や自然環境等への被害が最小化あるいは回避されています。

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

- 大きな標高差、複雑な地形・地質、多様な土地の利用形態等が生物の生息環境となり、多種多様な動植物が生息・生育し、世界的にも重要な希少野生動植物※を含む生物多様性の確保が図られています。
- 本県の山岳・高原をはじめとした豊かな自然環境が保全され、地域資源としての価値が高まり、多くの人々が訪れています。また、利用者には環境に対する配慮意識が浸透し、自然環境の保全と持続的な利用が図られています。
- 人の手が入らなくなった農地や森林の適切な管理や野生鳥獣による被害防止等が図られ、農林業が持続的に営まれるとともに、豊かな生態系が育まれています。また、自然環境が織りなす美しい景観が保たれています。

4 水環境の保全

- 森林・農地等における水源の涵養が図られ、健全な水循環が保たれています。また、生活や経済活動において水資源が適正に利活用されています。
- 本県に水源を有する8つの一級水系や諏訪湖、野尻湖など、県内の河川・湖沼・地下水等の水環境が良好に保たれ、安心安全な水が確保されています。
- 清らかで美しい水辺環境が保たれ、人々が水に親しみふれあうとともに、水辺地にはその場にふさわしい水生生物が生育・生息し、豊かな生態系が保たれています。

5 大気環境等の保全

- 良好な大気環境が保全されるとともに、生活を脅かす有害化学物質などのリスクが削減され、安心安全な生活環境が維持されています。

6 循環型社会の形成

- 県民一人ひとりに3R（リデュース・リユース・リサイクル）*の意識が浸透し、大量生産・大量消費型の行動が見直され、持続可能な生産と消費行動が定着し、すべての廃棄物が資源として循環する社会が実現しています。
- 食品廃棄物など地域で発生する廃棄物を資源化し、地域内で利活用する「地域循環圏*」が確立しています。
- 廃棄物の適正処理が推進され、不法投棄等の不適正処理の未然防止が図られた安心安全な生活環境が確保されています。

第4章 計画期間中の目標と実施施策

第4章では、第3章の「長野県の将来像」を実現するため、計画の基本目標と今後5年間に取り組む主な施策を示します。

■基本目標

共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし

（意味）

- 共に育み … 多様な主体によるパートナーシップの構築
- 未来につなぐ … 持続可能であること
- 信州の豊かな自然 … 長野県が誇る雄大な山々、清浄な水・空気、森林、農村景観、多様な生態系など
- 確かな暮らし … 経済・社会・環境の統合的向上により実現する暮らし（経済が持続的に発展し、誰もが役割を持って活躍するとともに安心して生活でき、豊かな自然環境が保たれていること）

（施策の推進に当たって）

SDGsは、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しています。例えば、森林の整備は、生物多様性の確保や水源の涵養など「環境」の保全にとどまらず、林業の振興やエネルギー分野の産業化など「経済」の発展、森林セラピー[®]※による健康づくりや自然体験を通じた豊かな人間性の醸成など「社会」的課題の解決にもつながります。また、食品ロスの削減は、廃棄物の発生抑制やごみ焼却時の温室効果ガスの削減など「環境」への負荷を低減するとともに、廃棄物の処理コストの削減による収益の向上など「経済」的な効果や、フードバンク※を通じた生活困窮者への支援など「社会」的な効果も生み出します。

施策の推進に当たっては、こうした点を強く意識し、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、本県の豊かな自然を守り育てるとともに、経済・社会・環境の統合的向上により県民の確かな暮らしを実現し、次の世代に確実に引き継いでいきます。

〔文中の（☆）は「マルチベネフィット」を目指す施策を示します。〕

■実施施策

大項目	中項目	小項目
持続可能な社会の構築	環境保全意識の醸成と行動の促進	環境教育・ESDの推進 啓発活動の推進
	パートナーシップによる環境保全活動の推進	地域における協働の支援 各分野における協働の推進 海外との連携・協力
	豊かな自然やライフスタイル等の発信	信州の魅力発信による移住・交流の促進
	環境影響評価による環境保全の推進	環境影響評価制度の適切な運用 公共事業における環境配慮の推進
	環境保全研究所の機能強化	環境保全に関する調査研究、情報発信の強化 調査研究等に必要な体制整備
脱炭素社会の構築	エネルギー需要の県民の手によるマネジメント	省エネ型の家庭用機器や産業機器の普及促進 快適な省エネ住まいづくり・まちづくりの推進 エネルギーの特性に応じた適切な使用
	再生可能エネルギーの利用と供給の拡大	再生可能エネルギー普及の地域主導の基盤整備 再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大 再生可能な熱・燃料の拡大 地域と調和した再生可能エネルギー事業の促進
	総合的な気候変動対策の推進	気候変動への緩和対策 気候変動への適応対策
生物多様性・自然環境の保全と利用	生物多様性の保全	生物多様性保全対策の総合的な推進 身近な野生動植物の保全対策 希少野生動植物の保全対策 外来種対策の推進
	自然環境の保全と利用	自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理 自然公園の整備と利用促進 自然体験活動の推進
	森林や農山村の多面的機能の発揮	里山の保全と利用 持続可能な農林業の推進
水環境の保全	水資源の保全と適正な利活用	水収支の把握 地下水の涵養 水源地域の保全 水資源の適正な利活用
	安心安全な水の保全	水質監視 発生源対策 河川・湖沼の浄化対策 水に関する災害対策
	良好な水環境の保全	親水性に優れた水辺づくり 水辺における生態系の保全 水辺の環境保全活動等の推進
大気環境等の保全	大気環境等の保全	大気環境の保全 アスベスト(石綿)対策 騒音・振動・悪臭の防止 光害対策等 放射能対策
	化学物質対策	ダイオキシン類対策 その他の化学物質対策
循環型社会の形成	廃棄物の3Rの推進	2Rを意識した3Rの推進 広域を単位とした地域循環圏の形成
	廃棄物の適正処理の推進	適正処理の促進 不適正処理の防止

1 持続可能な社会の構築



【施策の方向性】

- 環境保全に関する環境教育や啓発活動を推進し、環境に配慮する意識を高めるとともに、実践的な行動を促進します。
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、環境保全活動を推進します。
- 豊かな自然やライフスタイルなど本県の魅力を発信し、移住者や交流人口の拡大を図ります。
- 環境影響評価制度※の適切な運用により、環境保全を推進します。
- 環境保全研究所の機能強化により、科学的知見から県の環境施策を推進します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備考
環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行している人の割合	65.5% (2017年度)	75.0% (2022年度)	環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行する県民の割合 〔現状の数値から年2%程度の増加を目標に設定〕
都市農村交流人口	624,909人 (2016年度)	690,000人 (2022年度)	都市と農村との交流による県内への来訪者数 〔過去の実績値を基に設定〕

（１）環境保全意識の醸成と行動の促進

ア 環境教育・ESD※の推進 【推進主体：県、NPO・関係機関、教育機関、事業者、国・市町村】

○ESD（持続可能な開発のための教育）の推進

- ・ 「信州ESDコンソーシアム※」などESD推進団体やユネスコスクール※と連携し、環境教育に加え、経済・社会の課題を学ぶESDを推進し、持続可能な社会を支える人材を育成します。（☆）

○幼児期・学齢期における環境教育の推進

- ・ 豊かな自然環境を活用し、屋外を中心とした体験活動を積極的に行う県内の保育・幼児教育施設等を県が独自の基準で認定する「信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度※」の運用により、幼児期の子どもの豊かな育ちを推進します。（☆）
- ・ 総合的な学習の時間や各教科などにおける環境教育を実施するとともに、課外学習において、地域の環境特性を十分に踏まえた形で子どもたちの環境に対する興味や関心を伸ばす教育を推進します。
- ・ 幼児から高校生などが自主的な環境活動に取り組む「こどもエコクラブ※」活動や、小学生や中学生が家庭での省エネやごみ減量等に取り組む「キッズISOプログラム※」

など、実践的な環境教育を推進します。

- ・ 学校林の整備を進め、身近に森林がある本県の特性を活かした自然教育・野外教育を推進します。
- ・ 自然に親しみ、自然から学ぶ登山やキャンプ等の体験学習を通じ、仲間と支え合い、たくましく生きる力を育みます。(☆)
- ・ 不登校傾向の児童生徒を含む異年齢の小中学生を対象に、少年自然の家において野外体験活動や野生鳥獣との関わり方などをプログラムとする「ふれあい自然体験キャンプ」を実施し、子どもたちの自主性、社会性などの「生きる力」や豊かな人間性を育みます。(☆)
- ・ 教員に対する研修を実施し、環境問題に対する知見や指導力の向上を図ります。

○地域における環境教育、体験機会の場の創出・支援

- ・ 地域における環境教育や体験機会の拡大を図り、実践的な行動につなげるため、県内の環境教育に関する情報を一元化して発信し、県民が参加しやすい環境を整備するとともに、環境教育の機会を提供する団体等の活動を支援します。
- ・ 里山、河川、都市公園など身近にある自然を利用した学習会や自然観察会等を開催し、自然の役割や魅力、そこに生息する生物への理解を深め、自然を大切にする意識を育てます。
- ・ 豊かな自然を活かした自然教育・野外教育を推進するための教育プログラムの開発や、これを実践できる人材の育成を支援します。
- ・ 県内のごみ減量等に関する情報を集約した専用サイトである「信州ごみげんねっと」に掲載されている食品ロス削減等に係る教材を活用した環境教育を推進します。

イ 啓発活動の推進 [推進主体：県、NPO・関係機関、国・市町村]

- ・ 県民や事業者の環境保全意識を高めるため、「信州環境フェア」や県内各地域の環境イベント、環境に関する各種啓発月間・行事などを通じ、啓発活動を展開します。
- ・ 若い世代の環境保全意識を高めるため、啓発活動を重点的に実施します。
- ・ 環境保全活動に積極的に取り組む個人・団体を表彰するとともに、その活動内容や各地域の先進的な取組を様々な広報媒体を活用して発信します。

(2) パートナースhipによる環境保全活動の推進

ア 地域における協働の支援 [推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、国・市町村]

- ・ 県内の環境保全団体や経済団体等で構成する「信州豊かな環境づくり県民会議」と連携し、環境に配慮した暮らしの定着に向けた県民運動を推進するとともに、環境保全活動に必要な情報等を提供し、地域における協働を支援します。
- ・ 「地域発 元気づくり支援金」により、地域が自主的、主体的に取り組む環境保全活動等を通じた地域の元気を生み出す事業を支援し、地域の活性化を図ります。
- ・ 「長野県森林づくり県民税※」により、地域住民等が主体的に参画する里山整備を進めるとともに、薪をはじめとする里山資源の利活用、森林を活用した教育活動など多様な地域活動を推進します。

イ 各分野における協働の推進

〔推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、金融機関、国・市町村〕

(ア) 脱炭素社会の構築

- ・ 夏季・冬季のキャンペーン「信州省エネ大作戦」などを通じて、省エネ手法に係る情報を広く提供します。
- ・ 再生可能エネルギー普及に向けた地域主導の基盤を整えるため、産学官民で構成する「自然エネルギー信州ネット」と連携し、再生可能エネルギーの情報を広く県民で共有します。
- ・ 産業界や金融機関、大学、行政機関などが連携し、省エネルギーや再生可能エネルギーなどの環境エネルギー分野のビジネス創出や気候変動の適応対策における技術・製品・サービスの創出を促進します。(☆)

(イ) 生物多様性・自然環境の保全と利用

- ・ 「生物多様性保全パートナーシップ協定※」を県内外の企業等と締結し、多様な主体との協働による保全の取組を推進します。
- ・ 民間企業からの寄附金や企業版ふるさと納税※等を活用し、登山道の整備等を推進するとともに、豊かな自然環境の保全に取り組みます。
- ・ 企業によるCSR活動※としての森林整備への協力、山村と都市との交流、都市と山村の二地域居住など、多様な主体が様々な形で森林や山村に関わり、地域の活性化に貢献するような仕組みづくり・人づくりを推進します。(☆)
- ・ 農地や農業用水路等の地域資源や農村環境を保全し、着実に次代に継承するため、地域ぐるみの共同活動として行う保全管理活動を支援します。

(ウ) 水環境の保全

- ・ 「森林（もり）の里親促進事業※」により、都市部の自治体や企業等と地域を結び付け、森林の活用と交流を通じた地域活性化のための里親契約の締結を促進します。(☆)
- ・ 水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるとともに、水辺空間を快適に利用できるよう河川愛護団体等、地域住民、施設管理者、行政機関が一体となって、維持管理活動や景観保全活動に取り組みます。
- ・ 農業用水路やため池などが有する多面的機能※や歴史的価値などの魅力について、県民等の理解を深めながら、施設管理者や農業者、地域住民等が一体となった維持管理活動や景観保全活動を支援します。

(エ) 大気環境等の保全

- ・ 県内に移流する大気汚染物質の削減に向けて、関東地域各都県との広域的な連携による微小粒子状物質（PM2.5）の発生源寄与の解明を進めます。

(オ) 循環型社会の形成

- ・ 「残さず食べよう！30・10運動※」の一層の推進を図るとともに、10月30日を「食品ロス削減の日※」として全县に普及し、食べ残しを減らす取組を行っている協力店の増加と併せて、2年連続で達成した「ごみ減量日本一」の継続を目指します。
- ・ 環境に優しいライフスタイルへの転換を啓発するため、マイバッグ等の持参について事業者及び関係団体と連携し県民に呼びかけます。
- ・ 県民・NPO、事業者、市町村など多様な主体による美化清掃活動、ごみの持ち帰り運動及び空き缶等散乱防止啓発運動の輪を「きれいな信州環境美化運動」として

広げ、県全体をきれいにする運動を展開します。

- ・ 10の広域圏ごとに、市町村・関係団体などで構成する「不法投棄防止対策協議会」により、普及活動やパトロールを行います。
- ・ 事業者や関係団体と締結する「不法投棄の情報提供に関する協定」に基づき、協定を締結した事業者等が業務中に発見した不法投棄情報を収集します。

ウ 海外との連携・協力 〔推進主体：県〕

- ・ 本県と中国・河北省との間で締結した「友好協力を一層強化させる覚書」※に基づき、環境汚染改善等の分野での協力を積極的に推進します。
- ・ エネルギー自立地域の確立に向け、課題や解決方法を共有するため、先進地であるドイツの自治体と交流を推進します。

（３）豊かな自然やライフスタイル等の発信

ア 信州の魅力発信による移住・交流の促進 〔推進主体：県、事業者、市町村〕

- ・ 豊かな自然や美しい景観、自然を活かした教育や里山の恵み豊かな暮らしなど本県ならではのライフスタイル、食料やエネルギーの「地消地産」など地域で資源が循環する持続可能な経済・社会システムなどを全国に向け発信し、移住・交流人口の増加を図ります。（☆）

（４）環境影響評価による環境保全の推進

ア 環境影響評価制度の適切な運用 〔推進主体：県、県民、事業者、市町村〕

- ・ 環境影響評価制度に基づき、学識経験者や地域住民等から広く意見を聴取するとともに、それらを踏まえた知事の意見を事業者に提出することにより、大規模開発事業に係る環境影響の回避、低減を図ります。

イ 公共事業における環境配慮の推進 〔推進主体：県、県民、事業者、市町村〕

- ・ 県が実施する公共事業のうち、環境影響評価制度の対象とならない事業について、県独自の「公共事業等環境配慮制度※」により、事業計画を事前に公表して、住民等の意見に聴取し、公共事業における環境配慮を推進します。

（５）環境保全研究所の機能強化

ア 環境保全に関する調査研究、情報発信の強化 〔推進主体：県、関係機関、国〕

- ・ 科学的知見に基づいた環境施策を推進するため、今日的な行政課題に対応する研究課題に取り組むとともに、大学や国の研究機関等との共同研究を推進します。
- ・ 諏訪湖における調査研究体制の強化を図るため、「諏訪湖環境研究センター（仮称）」の設置を検討し、生態系の保全や水辺整備、水質保全等の施策を推進します。
- ・ ホームページやイベント等の様々な機会を通じ研究成果等を発信するとともに、県民の環境保全に対する理解を促進するため、環境教育の場を提供します。

イ 調査研究等に必要な体制整備 〔推進主体：県〕

- ・ 調査研究機能や災害時における体制を強化するため、環境保全研究所庁舎のあり方等を検討します。

【コラム 生物多様性保全パートナーシップ協定について】

長野県の豊かな自然環境は、わたしたち県民の貴重な財産となっています。しかし、約10年ぶりに改訂した県版レッドリストでは絶滅危惧種が259種も増加するなど、本県に棲む「生きもの」の生息環境が厳しい状況にある実態が明らかとなりました。

現在、県内では様々な市民団体が自然環境の保全活動が続けていますが、個々の取組では活動資金やマンパワーの面などで限界もあり、今後、積極的な活動を展開するには、企業や県民の皆さんの力添えが必要となっています。

このため、長野県では、市民団体と企業や学校などが協働して保全活動を行う「人と生きものパートナーシップ推進事業」を2015年度（平成27年度）から開始し、社会全体で保全活動を支え合う仕組みを全国に先駆けて構築しました。2016年度（平成28年度）までに、社会貢献活動などを目的とした企業や大学などと、資金やマンパワーの提供を軸とした「生物多様性保全パートナーシップ協定」を12件締結し、様々な主体との協働による生物多様性保全の取組を進めています。



【コラム ユネスコスクール（長野県中野西高等学校）の取組について】

県内では、小・中・高校を合わせて計11校がユネスコスクールに加盟しています（2017年（平成29年）10月現在）。このうち、中野西高等学校は、2015年度（平成27年度）に県内の高校で初めてユネスコスクールに認定されました。

同校では、ESD推進のため、「ESDプロジェクトチーム」（2017年度（平成29年度）から「ユネスコ委員会」に改組）を立ち上げ、「異文化理解」、「環境教育」、「地域との連携」の3つのチームを構成し、企画運営や立案などに取り組んでいます。具体的には、志賀高原「ABMORI※」植樹活動・モニタリング活動や中野市西条地区ホタル川の清掃・草刈り等、志賀高原や地域をフィールドとした自然環境保全活動をはじめ、アジア地域を中心とした国際交流などを行っています。

また、1月中の一週間、ユネスコスクールに関係する活動を集中的に行う「ユネスコウィーク」を設け、生徒による異文化放送や、国際理解・平和人権教育・環境教育等に係わる9講座を開講する「ユネスコセミナー」等を実施しています。さらに、生徒組織「ESDクラブ」がこれらの取組の要として活動するなど、地域との連携を図り、課題に立ち向かい、地域人として一生涯幸せに生きることのできる生徒の育成に向け、取り組んでいます。



ABMORI 活動の様子 植樹リーダーとして活躍



「ユネスコセミナー」 地域の方との対話の様子

2 脱炭素社会の構築



【施策の方向性】

- 家庭、事業活動、交通など各分野のエネルギー需要の抑制と効率的な使用を促進するとともに、環境負荷の低いまちづくりを進めます。
- 省エネルギーと地域主導型の再生可能エネルギーの導入を促進し、「再生可能エネルギー100%地域」の実現を目指します。
- 気候変動リスクの認識を県民が広く共有するとともに、廃棄物の排出抑制や森林整備等を含め、気候変動への緩和策や適応策を総合的に推進します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備考
県内の温室効果ガス総排出量	15,426千トン-CO ₂ (2013年度)	14,032千トン-CO ₂ (2019年度)	県内のエネルギー使用量などを基に算出した温室効果ガスの排出量 〔国の中央環境審議会の報告を参考に設定〕
県内の最終エネルギー消費量	17.7万TJ (2014年度)	15.8万TJ (2020年度)	県内において一年間に使用されるエネルギーの総量 〔国の中央環境審議会の報告を参考に設定〕
エネルギー消費量でみるエネルギー自給率	7.7% (2014年度)	13.9% (2020年度)	県内で一年間に使うエネルギー量に占める県内で生み出した再生可能エネルギー量の割合 〔これまでの再生可能エネルギーの導入量、増加率等を踏まえて設定〕

(1) エネルギー需要の県民の手によるマネジメント

ア 省エネ型の家庭用機器や産業機器の普及促進

〔推進主体：県、県民・関係機関、事業者、金融機関、市町村〕

○家庭のエネルギー消費の効率化・抑制

- ・ 家電など家庭で使われる機器の購入や買替えの機会を捉え、高効率機器への選択・転換を促進するとともに、家庭における省エネの取組を直接支援するため、エネルギー供給事業者と連携して省エネアドバイスと簡易診断を実施します。
- ・ 夏季・冬季のキャンペーン「信州省エネ大作戦」などを通じて、省エネ手法に係る情報を広く提供します。

○事業活動のエネルギー消費の効率化・抑制

- ・ 温室効果ガスの排出量が一定規模以上の大規模事業者については、「事業活動温暖化対策計画書制度※」などにより省エネルギーの取組を促進します。
- ・ 一定規模以下の中小規模事業者の省エネの取組を促進するため、エネルギーマネジ

メントの相談窓口を設置し、省エネ状況を比較できる指標の作成や専門家による簡易診断の実施等について、削減効果が期待できる業種を中心に取り組みます。併せて、エネルギー管理の手法でもある「エコアクション21[※]」などの環境マネジメントシステムの導入促進を図ります。

イ 快適な省エネ住まいづくり・まちづくりの推進

[推進主体：県、県民・関係機関、事業者、金融機関、市町村]

○環境エネルギーに配慮した建築物の普及

- ・ 建築物を新築・購入する際、建築物のエネルギー性能を客観的に「見える化」し、建築物の省エネ性能や再生可能エネルギーの導入可能性に配慮することを促進します。
- ・ ヒートショック[※]の防止や快適な暮らしなど、健康・福祉面での利点も多い建築物の断熱性能の向上を図るため、省エネ改修の動機となるモデル事例を創出するとともに、環境エネルギー性能の簡易診断の仕組みやリフォーム助成制度の活用などにより、所有者による省エネ改修を促します。(☆)
- ・ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく省エネルギー基準への適合義務化[※]に着実に対応するため、「長野県住まいづくり推進協議会」等と連携し、建築事業者の技術力の向上を図ります。
- ・ 資源の地消地産と地域の産業循環を図るため、地域材を用いた良質な木造住宅の供給促進や、それを担う設計者や技能者の育成等、生産体制の整備を図ります。
- ・ 県有施設の照明のLED化を推進するとともに、老朽化の著しい施設やエネルギー多消費施設にESCO[※]を積極的に活用するほか、建築物の断熱化や省エネ機器の採用など、公共施設のエネルギー消費量の削減を図ります。
- ・ 県企業局の電気事業で得られた利益の一部を活用して、県が率先して行う先導的な省エネルギーに係る取組を支援します。

○環境エネルギーに配慮した交通まちづくりの推進

- ・ 自動車から環境負荷の低い交通手段への転換や、物流の効率化について、事業活動温暖化対策計画書制度により事業者の自主的な取組を促進します。
- ・ 自家用車なしで暮らせるまちづくりを実現するため、立地適正化計画などの都市計画と連携を図りながら、自動車利用の制限、交通弱者の移動手段ともなる公共交通の利便性の向上、自転車の利用環境の整備等によりモデル地域を創出し、県内各地で取組が進むよう支援します。(☆)
- ・ 公共交通の維持・活性化のための地域協議会などの活動を支援するとともに、モビリティ・マネジメント[※]による公共交通の利用促進に取り組みます。
- ・ 地域間をつなぐ道路の整備や渋滞対策等の推進により自動車交通を円滑化し、温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。

ウ エネルギーの特性に応じた適切な使用

[推進主体：県、県民・関係機関、事業者、国・市町村]

○エネルギー需給情報の把握

- ・ エネルギーの需給情報を把握し、環境エネルギー政策や県民の取組の基礎とするために、「エネルギー供給温暖化対策計画書[※]」により、エネルギー供給事業者による温暖化対策計画の策定と県内への供給実績の報告・公表を促します。

○エネルギーのピークシフト・チェンジ※の推進

- ・ エネルギーの需要が高まる夏季及び冬季を中心に、需要の時間帯が過度に集中しないよう、エネルギーを利用する行動の時間帯をずらす（シフト）ことを促すとともに、エネルギー効率の良い機器への買換えや、熱は熱で賄うなど電気以外のエネルギー源の活用（チェンジ）を進めるなど、家庭や事業者の需要を分散、抑制する行動を促進します。

（２）再生可能エネルギーの利用と供給の拡大

ア 再生可能エネルギー普及の地域主導の基盤整備

〔推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、金融機関、市町村〕

○再生可能エネルギーの情報を共有する体制の整備

- ・ 再生可能エネルギー普及に向けた地域主導の基盤を整えるため、産学官民で構成する「自然エネルギー信州ネット」と連携し、再生可能エネルギーの情報を広く県民で共有します。

○再生可能エネルギー事業の知見を生み、改良し、普及する仕組みづくり

- ・ 地域主導型の再生可能エネルギーの普及拡大※のため、地域の資金・技術・知見を活用した売電や熱供給などのビジネスモデルの創出を支援します。
- ・ 県工科短期大学校等において、環境・エネルギー分野に関する先端技術の知識と実践的技能・技術を持った人材育成に取り組みます。

○再生可能エネルギー事業の経験の促進によるリスクの軽減

- ・ 「1村1自然エネルギープロジェクト」の登録や人材バンクシステムの活用を通じ、経験の蓄積が進んでいる地域はもとより、経験がほとんどない地域に対しても、情報提供、人材育成、専門家派遣など地域のニーズに合った支援を行います。また、「自然エネルギー協議会」の場を活用し、国に対する規制改革の提案等を行うことにより、再生可能エネルギー事業のリスクを軽減します。

○環境エネルギー分野の産業化の促進

- ・ 省エネ性能の高い建築物に使用する断熱部材や再生可能エネルギー事業の普及に資する発電システム、地域への再生可能エネルギーによる電気の供給など、県内事業者による環境エネルギー分野での技術やノウハウの製品化・サービス化の取組を促進します。（☆）
- ・ 県内事業者による環境エネルギー分野の産業化に向けた取組を、産官学民連携による研究会により支援します。（☆）
- ・ 「長野県ものづくり産業振興戦略プラン※」（2018年（平成30年）策定）に基づき、今後、成長が期待される「環境・エネルギー」分野の企業の研究開発促進や、県内への誘致活動を展開します。（☆）

イ 再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大

〔推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、金融機関、市町村〕

○再生可能エネルギー発電設備の設置拡大

（ア）太陽光発電

- ・ 太陽光発電の普及に向けて、建築物の屋根での太陽光発電のポテンシャルを公表して、電気自動車との組合せなど多分野と連携することで、所有者や屋根借り事業者

による発電を促進するほか、県有施設の屋根を活用した発電事業を率先して進めます。

(イ) 小水力発電

- ・ 事業化の初期段階における地域主導型事業者の取組を、部局連携の「小水力発電キャラバン隊」等により支援するほか、既存の農業水利施設や上水道施設などを活用した事業を促進します。

(ウ) バイオマス発電（木質）

- ・ 地域の森林資源量に応じた施設配置に配慮しつつ、燃料となる県産材の適正かつ持続的な利活用に貢献するものとして、民間事業者が主体的に取り組む発電事業を促進します。

(エ) バイオマス発電（非木質）

- ・ 下水道汚泥から発生する消化ガス（メタンガス）による発電や燃料としての利用など、污水处理の際に発生する余剰ガスのエネルギー利用を促進するとともに、その成果を共有し、市町村が運営する污水处理施設への普及を促進します。
- ・ 市町村等が運営するごみ焼却施設の新設・更新などの機会を捉えた廃棄物発電の導入を促進します。

(オ) 地熱発電・風力発電

- ・ 自然環境保全や地域経済活動との両立に配慮しつつ、地熱発電や風力発電の適地での普及を推進します。

○水力発電事業の推進

- ・ 県企業局において、新規発電所の建設を進めるとともに、新たな発電所建設の可能性について検討を進めます。

ウ 再生可能な熱・燃料の拡大 〔推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、市町村〕

○グリーン熱供給設備の増加

- ・ 建築物の新築時に再生可能エネルギーの導入を検討するよう義務付ける「自然エネルギー導入検討制度」などを活用し、地域の資源や特性を活かした需要サイドにおける熱利用（太陽熱、バイオマス熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱^{*}）の推進を図ります。
- ・ グリーン熱^{*}の供給を進めるため、リースの仕組みの活用など初期投資の軽減によるビジネスモデルの創出を支援します。
- ・ 地域の下水道管路が持つ賦存熱量を調査し、管路周辺施設で冷暖房や給湯等への下水熱の適正な利用を進め、熱エネルギーの有効利用を促進します。

○次世代自動車の普及や非化石燃料への利用転換の促進

- ・ 電気自動車や低燃費車など、化石燃料に直接的な依存をしない、あるいは、依存の度合いが低い次世代自動車の普及を促進するため、「長野県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン^{*}」に基づき、次世代自動車の普及に資する環境の整備を進めるとともに、環境と観光振興との両立を図るなど事業者や関係団体と情報を共有し、地域の活性化に資する効果的な方策を検討・推進します。（☆）
- ・ 廃食油等から生産されるバイオディーゼル燃料などのバイオ燃料^{*}について、関係法令等の規制等に配慮して適正な利活用を推進します。また、県企業局事業における電気と水を活用した水素エネルギーの利活用のあり方の研究を推進します。

エ 地域と調和した再生可能エネルギー事業の促進 〔推進主体：県、県民、事業者、市町村〕

- ・ 環境影響評価制度の運用や林地開発許可※、景観育成基準※による審査などにより、環境、防災、景観等に配慮した再生可能エネルギー事業を促進します。
- ・ 地域との合意形成の手法等を紹介した「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル※（以下「市町村対応マニュアル」という。）」を活用し、市町村との連携を図りながら、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ 市町村対応マニュアルの「事業者向け抜すい」を再生可能エネルギー発電事業者等に周知し、再生可能エネルギーの導入に係る環境等への配慮や地域との合意形成を促進します。

（３）総合的な気候変動対策の推進

ア 気候変動への緩和対策 〔推進主体：県、県民・関係機関、事業者、国・市町村〕

○廃棄物の発生抑制やフロン類※等の大気中への漏出防止

- ・ ３Ｒ（スリーアール）の推進による焼却量の抑制、燃やさざるを得ない廃棄物の焼却処分における熱回収・発電を推進します。
- ・ 事業者が使用するフロン類等の管理を一層促進するとともに、特別な漏出防止等の取組を行う意欲的な事業者との「協定制度」などにより、漏出防止を推進します。
- ・ 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の適正執行により、フロン類等の適正な管理を推進します。

○木材利用の拡大や森林整備による二酸化炭素の吸収・固定化の促進

- ・ 二酸化炭素吸収源としての機能が十分に発揮されるよう、計画的な間伐等を行います。
- ・ 住宅や公共建築物等を中心に、土木用材や家具などの様々な用途での県産材の利用拡大を推進します。

○都市の緑化による二酸化炭素の吸収の促進

- ・ 2019年に開催予定の「第36回全国都市緑化信州フェア」を契機として、都市緑化の機運の醸成と緑豊かな都市環境の創出を通じて、都市の緑化を推進します。

イ 気候変動への適応対策 〔推進主体：県、県民・関係機関、事業者、国・市町村〕

○気候変動の影響把握と予測

- ・ 県内の気象情報を保有する国や県等の50機関で構成する「信州・気候変動モニタリングネットワーク※」において、網羅的に気象観測データを収集・統合するとともに、他の研究機関等とも連携を図りながら、気候変動とその影響に関する分析と情報提供を行います。

○影響予測に基づいた適応策の推進

- ・ 気候変動に適応する製品・技術・サービス・政策の創出を促すため、行政、企業、研究機関等の49機関で設立した「信州・気候変動適応プラットフォーム※」において、気候変動の影響予測・評価や適応策に関する多様なニーズ・シーズを共有し、適応策の検討及び社会実装を分野横断的に推進するとともに、県民・企業とのリスクコミュニケーション※の活性化を図ります。（☆）

【コラム 「長野県環境エネルギー戦略」によるSDGsの達成について】

長野県が2013年（平成25年）に策定した「長野県環境エネルギー戦略（以下「戦略」という。）」は、経済は成長しつつ、温室効果ガス総排出量とエネルギー消費量の削減が進む「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる」ことを基本目標としています。

これは、地球温暖化対策とエネルギー自立地域などの環境エネルギー政策を統合して推進することで、環境の保全と経済の成長に加え、持続可能なライフスタイルを築き、県民の快適な暮らしと充実した社会生活の実現といった分野を越えた目標を達成しようとするものであり、SDGs（持続可能な開発目標）が目指す「マルチベネフィット」（一つの行動によって複数の課題を統合的に解決）の考え方と共通しています。

例えば、「環境エネルギーに配慮された建築物の普及」は化石燃料の消費量を減らし、「地球温暖化の防止」につながるだけでなく、断熱性能が高く、夏に涼しく冬暖かい建築物では灯油やガスなどの使用量が減るため、それまで支払っていた光熱費が手元に残り、地域から流出するお金を減らすことができます。また、こうした建築物を地域の工務店等が施工すれば、その費用が地域で循環し、地域経済の活性化につながるものが期待されます。

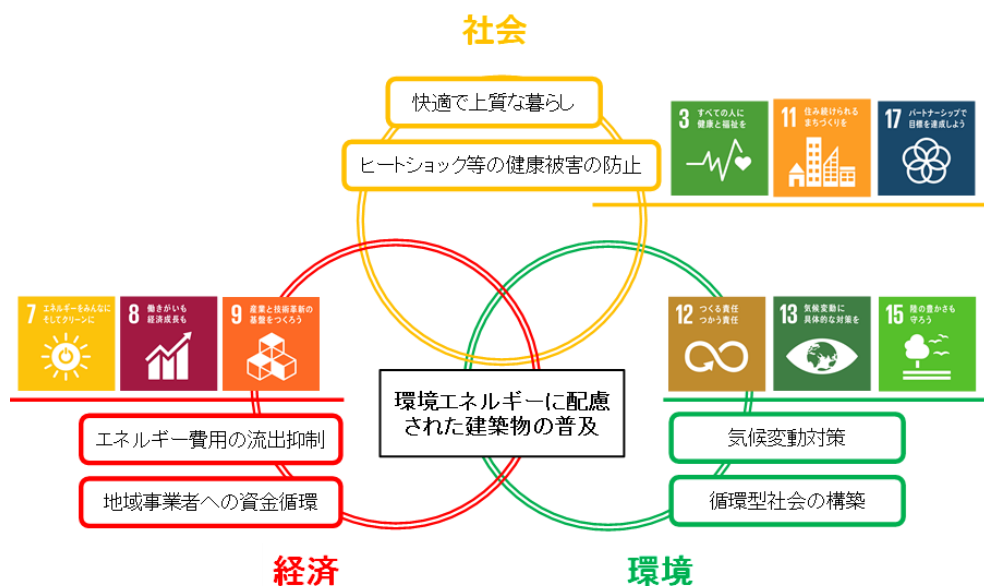
また、こうした建築物の普及は「ヒートショック」と呼ばれる住宅内で起きる健康問題への対策にもつながると言われています。

「ヒートショック」とは、住宅内の急激な温度差による体への影響のことで、東京都健康長寿医療センター研究所の報告によると、「ヒートショック」に関連して入浴中に急死したと推定される全国の死亡者数は17,000人（2011年）に及ぶとされ、交通事故の死亡者数3,904人（2016年）のおよそ4倍に当たります。

この報告によると、県内での入浴中の心肺停止者数は全国で14番目に高く、本県の高齢化率を踏まえると、本県はヒートショックが起こりやすい地域といえ、建物内の温度環境は県民の健康に直結する問題であると考えられます。このため、本県で断熱性能の高い住宅を普及させることは、県民の健康の改善につながるものともいえます。

このように環境エネルギーに配慮した建築物の普及をはじめ、戦略に位置付けられる多くの施策が、SDGsにおける環境・経済・社会の複合的な諸課題の解決につながっています。

なお、「長野県環境エネルギー戦略」は、優れた地球温暖化防止活動に取り組む団体を表彰する「低炭素杯2016」において、目標を実現するための体系・制度・施策が具体的であることなどが評価され、「ベスト長期目標賞（自治体部門）」大賞に選ばれています。



【コラム 地域再生可能エネルギー国際会議2017について】

再生可能エネルギーの普及拡大を目指す地方自治体の課題解決のため、先進国であるドイツなど国内外の自治体関係者や再生可能エネルギー関係企業などが再生可能エネルギーと省エネルギーの最新の状況や今後の展望について意見交換を行う「地域再生可能エネルギー国際会議2017」を、アジアで初めて、9月7～8日に長野市の信州大学工学部で開催しました。



会議には国内外から延べ765人が参加し、基調講演、テーマ別の6つの分科会、先進自治体による事例紹介、国内外11の首長による首長サミット等を開催し、地域主導による省エネの推進や再生可能エネルギーの普及拡大のため、市民出資、地域エネルギー会社の設立や地域と調和した再生可能エネルギーの推進、屋根置き太陽光発電の発展の余地などについて活発な意見交換が行われました。会議の最後には、再生可能エネルギー100%地域を目指して新たな取組と連携の行動を開始する「長野宣言」を採択しました。

県内では、おひさま進歩エネルギー（飯田市）、上田市民エネルギー（上田市）など地域の担い手による市民・地域共同発電所が増加し、地域主導型の再生可能エネルギー事業が創出され始めておりますが、今後は、会議の成果を県内の事業者やNPO、市町村等と共有して、長野県の再生可能エネルギー事業の更なる発展につなげていくことが重要です。

【コラム 下水熱の利用について】

下水道管を流れる下水の水温は、大気と比べ年間を通して安定しており、冬は暖かく、夏は冷たいという特質があり、この温度差の熱エネルギーを「下水熱」といいます。

「下水熱」を、冷暖房や給湯等に活用することにより、省エネやCO₂削減効果が発揮されます。国土交通省の試算では、全国で約80万世帯の熱利用量に相当するポテンシャルを有するとされています。

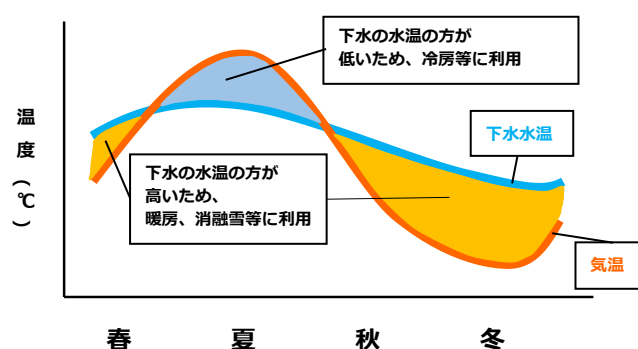
国土交通省では、これまで活用が不十分であった下水熱利用の促進を図るため、2015年（平成27年）に下水道法を改正し、民間事業者が下水道管路内へ熱交換器等の工作物を設置できるよう規制を緩和しました。

これを受け、長野県では全国に先駆けて、流域下水道管路の下水熱を民間事業者が利用できるよう2017年（平成29年）6月に「流域下水道下水熱利用手続要領」を定め、この要領に基づいた取組の第1号として、諏訪赤十字病院では2018年度（平成30年度）から冷暖房等に必要な熱エネルギーの一部として、諏訪湖流域下水道の幹線の下水熱利用を開始します。

また、小諸市では、2017年（平成29年）12月から全国初の公共下水道管の下水熱を民間事業者が利用する取組がスタートしています。

エネルギーを大量に消費している事業者にとっては、エネルギーコストを大幅に削減できる可能性があります。

下水水温と気温の比較（イメージ）



3 生物多様性・自然環境の保全と利用



【施策の方向性】

- 希少野生動植物の保全、外来種の駆除などを通じ、生物多様性の保全に取り組みます。
- 自然環境の保全を図るとともに、保全とのバランスを考慮した利用を進め、豊かな自然に親しむ機会の充実に努めます。
- 地域の状況に応じた里山の保全や農林業の振興を図り、森林や農山村の持つ多面的な機能*を維持します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備 考
保護回復事業計画の策定及び評価検証数	18種 (2016年度)	29種 (2022年度)	長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定・評価検証数 〔策定済みの計画に対する評価検証数を勘案して設定〕
自然公園利用者数	3,607万人 (2016年)	3,743万人 (2021年)	県内の自然公園（国立・国定・県立）の年間利用者数 〔過去の年間増加利用者数を基に設定〕
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積	40,827ha (2016年度)	49,800ha (2022年度)	多面的機能支払事業及び中山間地農業直接支払事業における活動面積 〔整備済みの農用地面積の概ね8割での取組を目標に設定〕
民有林の間伐面積	13,634ha (2016年度)	検討中	2018～2022年度の間伐面積の累計 〔間伐必要面積と過去の整備動向から設定〕

（１）生物多様性の保全

ア 生物多様性保全対策の総合的な推進

〔推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、国・市町村〕

- ・ 「生物多様性ながの県戦略*」に基づき、生物多様性の現状把握と改善に取り組みます。
- ・ 生物多様性の状況について、環境保全研究所を中心に大学や民間研究機関等とも連携し、その保全において重要な地域を抽出するなど、科学的な調査・分析を推進します。
- ・ 生物多様性の保全のため、「生物多様性保全パートナーシップ協定」を県内外の企業等と締結し、多様な主体との協働による保全を推進します。

イ 身近な野生動植物の保全対策 [推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、国・市町村]

- ・ 希少野生動植物保護監視員[※]や自然保護レンジャー[※]と連携し、身近な生物の生息状況や生息環境について情報収集を行うとともに、危機が及ぶ恐れがある場合には、早急な対策に取り組みます。

ウ 希少野生動植物の保全対策 [推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、国・市町村]

- ・ 希少野生動植物の保護の必要性・重要性について、広く事業者や県民などの理解を深めるため、各種イベントや広報手段を活用し、普及啓発を推進します。
- ・ 「長野県希少野生動植物保護条例[※]」に基づき、種の指定や保護回復事業計画の策定により、希少野生動植物の保護を図ります。また、計画策定後、概ね5年を目途に計画を評価・検証し、希少野生動植物の確実な保護を推進します。
- ・ 希少野生動植物保護監視員などと連携し、生息・生育地の重点的な監視を行い、希少な野生動植物の保護を推進します。

エ 外来種対策の推進 [推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、国・市町村]

- ・ 特に生態系に与える影響の大きい外来種を中心に現状を把握し、駆除方針の策定や新たな駆除技術の開発等の対策を推進します。
- ・ 外来種による生態系のかく乱を防ぐため、「外来生物被害予防三原則[※]」の普及啓発に努めるとともに、駆除活動を呼び掛けます。

(2) 自然環境の保全と利用

ア 自然公園・自然環境保全地域[※]等の適切な管理 [推進主体：県、市町村]

- ・ 地域と協働して自然公園の管理運営を進めるとともに、自然環境の保全が必要な地域として指定されている「自然環境保全地域」や「郷土環境保全地域[※]」について、地域に応じた保全活動を推進します。
- ・ 自然公園等の保全に当たり、自然保護レンジャーの協力の下、巡視活動や利用者への協力の呼び掛けを行います。

イ 自然公園の整備と利用促進 [推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、国・市町村]

○登山道・トイレ・道標等の整備

- ・ 美しい豊かな自然環境や風致景観を保全するとともに、保全とのバランスを考慮した適正かつ質の高い利用整備を進めます。
- ・ 「山岳の環境保全及び適正利用の方針[※]」に基づき、山域ごとの行政・山小屋関係等者による連絡調整会議において取組や課題等を共有して、地域の実情に応じ整備が必要な箇所を中心に登山道の整備を進めます。
- ・ 山岳環境の保全のため、環境配慮型トイレ[※]の導入を進めます。
- ・ 自然公園の利用増進のため、ユニバーサルデザイン[※]の視点を取り入れ、高齢者等でも利用しやすい登山道の整備、外国人に対応するための多言語表記の道標の整備を進めます。(☆)
- ・ 民間企業からの寄附金や企業版ふるさと納税等を活用し、登山道の整備等を推進するとともに、豊かな自然環境の保全に取り組みます。

○自然保護センターの機能強化

- ・ 自然公園の利用指導や情報提供を中心に行ってきた自然保護センター等について、「ネイチャーセンター※」としての機能を高め、エコツーリズム※や自然保護活動の拠点として、誰もが気軽に自然を学び楽しめる環境を整備するとともに、研究活動の場の提供や地域活動の支援を推進します。(☆)

ウ 自然体験活動の推進

〔推進主体：県、NPO・関係機関、教育機関、事業者、国・市町村〕

- ・ 里山、河川、都市公園など身近にある自然を利用した学習会や自然観察会等を開催し、自然の役割や魅力、そこに生息する生物への理解を深め、自然を大切にする意識を育てます。
- ・ 豊かな自然環境を活用し、屋外を中心とした体験活動を積極的に行う県内の保育・幼児教育施設等を県が独自の基準で認定する「信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度」の運用により、幼児期の子どもの豊かな育ちを推進します。(☆)
- ・ 県内の森林セラピー基地※等の取組を支援するとともに、森林セラピー®をヘルスツーリズムの中核に位置付け、「健康」と「観光」の融合に取り組みます。(☆)
- ・ 里山や河川敷など地域の身近な自然を活かしたウォーキング・コースや健康イベントの紹介等を通じ、地域での体を動かす取組、健康づくりの取組を支援します。(☆)
- ・ 不登校傾向の児童生徒を含む異年齢の小中学生を対象に、少年自然の家において野外体験活動や野生鳥獣との関わり方などをプログラムとする「ふれあい自然体験キャンプ」を実施し、子どもたちの自主性、社会性などの「生きる力」や豊かな人間性を育みます。(☆)
- ・ 県内の豊かな自然環境を活かした「登山」、「トレッキング」、「キャンプ」等のアウトドア観光の推進に取り組みます。また、本県を訪れる登山者が登山を安全に楽しめるよう、遭難の未然防止を含めた安全登山の取組を進めます。(☆)

（３）森林や農山村の多面的機能の発揮

ア 里山の保全と利用

〔推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、国・市町村〕

- ・ 「県立自然公園」や「自然環境保全地域」などの指定等の取組を通じて、地域に応じた保全活動を推進するとともに、里山や生物多様性の保全など自然環境の保全に資する地域指定のあり方を検討します。
- ・ 地域住民等が主体的に参画する里山整備を進めるとともに、薪をはじめとする里山資源の利活用、森林を活用した教育活動など多様な地域活動を推進します。
- ・ 企業によるCSR活動としての森林整備への協力、山村と都市との交流、都市と山村の二地域居住など、多様な主体が様々な形で森林や山村に関わり、地域の活性化に貢献するような仕組みづくり・人づくりを推進します。(☆)
- ・ 森林空間を利用した新たな交流、産業活動の基点整備を推進します。(☆)
- ・ 田園において、棚田やため池などの地域固有の景観の成り立ちを踏まえ、それらを継承した整備や維持管理により景観を保全します。
- ・ 棚田や農業用水路等が有する美しい景観などの魅力を観光資源として活かし、地域の活性化を進めます。(☆)

イ 持続可能な農林業の推進

〔推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、国・市町村〕

○農業・農村の振興

- ・ 農産物の安全確保や環境に配慮した持続的な農業につながるGAP（農業生産工程管理）※の取組を推進するとともに、地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献す

る技術の普及等により環境保全に効果の高い営農活動を支援します。

- ・ 農地や農業用水路等の地域資源や農村環境を保全し、着実に次代に継承するため、地域ぐるみの共同活動として行う保全管理活動を支援します。

○林業の振興

- ・ 水源涵養、二酸化炭素（CO₂）の吸収・固定、生物多様性の保全など、公益的機能を高度に発揮できる森林とするため、間伐などの森林整備を推進します。また、傾斜・地形・路網の状況などを勘案し、できる限り間伐材を搬出する「搬出間伐」を推進し、資源の有効活用を図ります。
- ・ 森林の多面的な機能を維持し、将来にわたる森林整備が継続できるよう林業に対する労働力の確保を進めるとともに、総合的な視野で地域の森林づくりや林業を牽引する人材を育成します。
- ・ 独立した第三者機関が一定の基準等に基づき適切な森林管理や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを審査・認証する「森林認証※」を取得する団体等の取組を支援します。
- ・ 県内の豊かな森林資源を活かし、木造住宅や公共建築物等への県産材利用を進め、土木用材・家具・木質バイオマス等の様々な用途への利活用を図ります。また、品質や性能の高い県産材製品を安定的に供給するための生産及び加工流通体制の整備等を促進します。（☆）

○野生鳥獣による被害防止

- ・ 野生鳥獣の生息数の増加や生息地域の拡大に伴う、農林業への被害や自然環境への影響を軽減するため、鳥獣の生息域と集落とを区分する緩衝帯の整備、防護柵の設置や忌避剤※の塗布など地域の実態に応じた被害防除対策に取り組みます。
- ・ 地域の農林業や自然環境に大きな脅威となっているニホンジカなどの野生鳥獣について、広域的な捕獲を推進し、適正な個体数の管理を図ります。
- ・ 減少している狩猟者の育成・確保を図るため、市町村や猟友会等と協力して、新規狩猟者確保のための取組を支援します。
- ・ 捕獲された野生鳥獣の有効活用を図るため、食肉処理施設の充実への支援を行うとともに、安全でおいしい信州ジビエ※の供給体制の確保と需要の創出を図ります。（☆）

【コラム 信州やまほいく（信州型自然保育）について】

「信州やまほいく（信州型自然保育）」とは、長野県の豊かな自然環境や豊富な地域資源（地域の伝統文化・食文化・地場産業等）を活用した様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育のことをいいます。

長野県では、2015年度（平成27年度）に全国に先駆けて「信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度」を創設し、独自に定めた基準により自然保育を行う保育園・幼稚園・認可外保育施設等を認定し、支援する制度を推進しています。

2017年度（平成29年度）末の認定園数は152園（県内の保育・幼児教育施設の約2割）。このうち、自然保育に重点的に取り組む「特化型認定園」が10園、他のプログラムと合わせて自然保育にも積極的に取り組む「普及型認定園」が142園となっています。

自然体験や生活体験が豊富な子どもほど、自己肯定感や創造力、社会性などの「非認知的能力」が高まる傾向にあるという研究もあり、生物多様性や自然教育、環境教育の観点からも森や自然を活用した保育・幼児教育が全国的に注目を集めています。

長野県で育つ子どもが五感豊かにしあわせな毎日を過ごせるよう、「子どもを真ん中に」を合言葉に市町村や現場の保育者、保護者、地域住民の皆さんとの更なる連携促進を図っていきます。



【コラム 森林セラピー®について】

緑の中にいると、さわやかな気持ちになったり心が落ち着いたりすることを、誰もが経験的に知っています。この「森林浴」の効果について科学的に解明し、森林に代表される地域の自然を心と体の健康づくりに役立てていこうという取組が「森林セラピー®」です。

癒し効果などが認められた森は「森林セラピー基地」「森林セラピーロード」として認定され、長野県では全国最多の10か所が認定されています。

そのうちの一つ信濃町では、野尻湖畔や黒姫高原にある豊かな森林を活用した森林セラピー基地を「癒しの森®」として、年間を通じた癒しの提供として滝や湖が眺望できる変化にとんだ10コースの整備を行うとともに、町認定の「森林メディカルトレーナー®」が10のコースを回りながら、森の癒し効果の説明や健康増進法のレクチャーを行っています。

また、町認定の「癒しの森の宿」では、アロマ体験や地元産の食事に提供を行ったりするなど心と体に優しい時間を提供してくれます。

県内には、信濃町以外にも様々な特徴をもつ森林セラピー基地などがありますので、皆さんもお近くの森林で癒されてみてはいかがでしょうか。



日本の森林セラピー県NAGANO



左の写真は「信濃町癒しの森」トレーナーによる森案内の様子

「全国一の森林セラピー県ながの」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/ringyo/sangyo/ringyo/seibi/therapy/index.html>

「森林セラピー」は特定非営利活動法人森林セラピーソサエティの登録商標であり、森林セラピー基地・ロードの認定を行っています。

4 水環境の保全



【施策の方向性】

- 水源の涵養機能※を高め、水資源の保全を推進するとともに、適正な利活用との調和を図り、健全な水循環の構築を進めます。
- 良好な河川・地下水の水質を保全し、湖沼の水質の改善を進めるとともに、自然災害に対する防災・減災対策に取り組み、安心安全な水環境の保全を進めます。
- 親しみやすい水辺環境の整備や生態系保全の取組を進めるとともに、人々の水への関心をより一層高めます。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備考
河川環境基準達成率	98.6% (2016年度)	98.6% (2022年度)	主要河川71地点の環境基準(BOD)達成地点数の割合 [過去の達成率を基に設定]
湖沼環境基準達成率	38.5% (2016年度)	53.3% (2022年度)	主要湖沼15地点の環境基準(COD)達成地点数の割合 [過去の達成率を基に設定]
污水处理人口普及率	97.6% (2016年度)	99.0% (2022年度)	下水道、農業集落排水、浄化槽等、污水处理施設の普及人口の割合 [各市町村の整備目標を基に設定]
民有林の間伐面積	13,634ha (2016年度)	検討中	2018～2022年度の間伐面積の累計 [間伐必要面積と過去の整備動向から設定]

(1) 水資源の保全と適正な利活用

ア 水収支の把握 [推進主体：県、市町村]

- ・ 市町村ごとの水収支解析や課題等を整理した水資源実態調査及び市町村が実施している地下水位調査等に基づき、市町村と連携し、流域内の水循環が保たれるよう、水源の保全・涵養、生活用水、農業用水、工業用水等を適正に利活用する取組を進めます。

イ 地下水の涵養 [推進主体：県、県民、関係機関、事業者、国・市町村]

○森林

- ・ 水源涵養機能などの森林の公益的機能※を発揮させるため、「長野県森林づくり指針」に基づき、間伐を中心とした森林整備を進めるとともに、計画的に伐採、再造林を行い、多様な林齢・樹種からなる森林づくりを進めます。

- ・ 公的な管理や整備が必要な森林は、その機能に応じた保安林の指定を進め、適切な整備・管理を推進します。
- ・ 「森林（もり）の里親促進事業」により、都市部の自治体や企業等と地域を結び付け、森林の活用と交流を通じた地域活性化のための里親契約の締結を促進します。（☆）

○農村部

- ・ 農業水利施設などの農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農業者や施設管理者、地域住民が一体となった保全管理活動を支援し、将来にわたる維持管理体制の構築に取り組みます。
- ・ 地下水涵養などの農業・農村が持つ多面的機能を適切に維持・発揮させるため、日本型直接支払制度^{*}等を活用した農地の保全と有効利用を推進します。

○都市部

- ・ 河川整備に当たっては、周辺の地下水位に影響を及ぼさないよう配慮します。
- ・ 雨水貯留タンクや雨水浸透ます等地下浸透設備の設置について、一般家庭、事業場及び公共施設への普及を推進します。
- ・ 地下水を利用する「無散水消雪施設^{*}」について、計画的な更新を図っていくとともに、更新時は地下水還元の機能を保持し地下水を保全します。

ウ 水源地域の保全 〔推進主体：県、県民、市町村〕

- ・ 「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源保全地域の指定と同地域における土地取引の事前届出制により、水資源の保全に取り組みます。
- ・ 「長野県水環境保全条例」に基づき、水道の水源を保全するため、特に必要な区域を水道水源保全地区として指定し、良好な水質の保全に取り組みます。
- ・ 水源地域の公的管理を推進するとともに、保全が必要な水源林については森林整備及び保全を推進します。
- ・ 水源地や湧水・井戸の見学会等により地域の水資源と水の大切さに対する理解を深めるとともに、下流域住民による上流域地域での水源保全活動及び交流等により、都市部の水瓶ともなっている本県の水資源保全の取組を進めます。

エ 水資源の適正な利活用 〔推進主体：県、事業者、国・市町村〕

- ・ 河川の水量は、農業、発電、水道などの利水のほか、水質、水生生物に影響を及ぼすため、適切な流量を維持します。
- ・ 大雨や短時間強雨時の河川流量の増大による防災・減災対策を進めるほか、少雨等による河川流量の減少時の適切な水の利活用など、河川流量の変動に応じた取組を進めます。
- ・ 許可水利権^{*}について、更新時に適正な取水量であるか確認します。また、慣行水利権^{*}について、許可水利権への切替えを指導し、取水量の把握に努めます。
- ・ 発電ガイドライン該当発電所に係る発電取水については、許可水利権者に、流水の正常な機能が維持される流量の放流が行われるよう引き続き要請します。
- ・ 「長野県水道ビジョン」に基づき、水道水源保全対策の強化や水質管理水準の向上等により、安心安全な水道水の供給に取り組みます。
- ・ 食料品製造業をはじめとして事業活動に地下水の利用を望む企業に対し、市町村や商工支援機関等と連携しながら地下水量の情報を提供するとともに、地下水の過剰採取による周辺環境への影響に配慮しながら、地域ごとの特性・地域資源を活かし

た企業立地を促進します。(☆)

(2) 安心安全な水の保全

ア 水質監視 [推進主体：県、関係機関、事業者、国・市町村]

- ・ 主要な河川及び湖沼について、毎年度、「水質汚濁防止法」に基づき水質測定計画を定め、国及び「水質汚濁防止法」の政令市である長野市及び松本市並びに独立行政法人水資源機構とともに水質常時監視を実施します。
- ・ ゴルフ場、廃棄物最終処分場が設置されている流域の河川において、施設の立地や農薬の使用状況等を考慮し、農薬、金属化合物、有機塩素系化合物*等について水質測定を実施します。
- ・ 水質測定計画に基づき、地下水の概況調査及び継続監視調査を実施します。
- ・ 水質汚濁事故発生時には、関係する水道事業者へ連絡するとともに、消防・市町村等関係機関と連携して被害拡大を防止します。また、一般家庭等に対して、市町村・消防署の関係機関と連携し、油類や農薬等の漏えい防止の啓発を行います。
- ・ 毒物劇物を取り扱う事業場に対し、毒物劇物の管理体制の徹底を指導し、水質汚濁事故の未然防止に取り組みます。

イ 発生源対策 [推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、国・市町村]

○特定汚染源*

(7) 生活排水対策

- ・ 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の生活排水対策を推進し、汚水処理人口普及率の向上と下水道接続促進による快適な生活環境の向上を図ります。また、適切な維持管理と計画的な更新や長寿命化対策により施設を適正に運営するとともに、統廃合による生活排水処理の効率化を促進します。
- ・ 普及啓発と法定検査実施体制の整備により、浄化槽の適正な維持管理を推進するとともに、単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*への整備を促進します。

(4) 事業場排水対策

- ・ 「水質汚濁防止法」及び「公害の防止に関する条例」に基づき、特定事業場に対し、適正な排水処理施設の設置及び維持管理の徹底により、排水基準を遵守するよう監視指導を行います。特定施設が新たに設置される場合には、法令、条例に基づき、届出や排水の適正な処理を指導します。
- ・ 工場・事業場における地下水汚染を未然に防止するため、「水質汚濁防止法」の有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を有する特定事業場に対して立入検査を実施し、構造基準の遵守や定期点検の実施等を指導します。

(5) その他の汚染源対策

- ・ 地下水の概況調査において、汚染を発見したときは、井戸所有者に飲用指導を行うほか、周辺地区調査を実施し、地域住民への周知、汚染原因の究明調査を行います。汚染原因が特定されたときは、原因者に汚染拡散防止措置の実施等必要な指導を行います。
- ・ 国の内水面養殖管理指針に基づき水産試験場が適正な給餌管理等について、養殖事業者を指導します。
- ・ 家畜排せつ物及び臭気対策等支援チームによる巡回指導を継続し、家畜排せつ物の適正な処理を推進するとともに、たい肥などバイオマスの利活用を図ります。

○非特定汚染源※

- ・ 降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出※を防止するため、間伐等の森林整備を進めるとともに、計画的に伐採、再造林を行います。
- ・ 農業生産活動による水資源や環境への負荷を極力軽減するため、たい肥などの有機質資材を活用した土づくり、土壌診断結果に基づく適正施肥、化学肥料・化学合成農薬の低減を行う環境にやさしい農業を推進します。
- ・ 道路及び側溝等の清掃活動等により汚濁負荷を削減します。

ウ 河川・湖沼の浄化対策 [推進主体：県、県民、関係機関、市町村]

- ・ 植生水路の設置による栄養塩類※の除去等により、河川環境への負荷を軽減します。また、ヨシや水草等の水生植物及び周辺環境の維持管理について、地元住民の協力を得るなど、地域との協働を図ります。
- ・ 環境基準を達成していない湖沼について、汚濁原因の調査等を進めるとともに、県、関係市町村、地域住民が連携し、湖沼の特性に応じた水質保全対策を推進します。
- ・ 諏訪湖については、湖沼水質保全計画をはじめとする関連計画を一体的にまとめた「諏訪湖創生ビジョン※」（2017年度（平成29年度）策定）に基づき、生態系の保全や水辺整備等と併せて水質保全対策を推進するとともに、調査・研究体制を強化するため、「諏訪湖環境研究センター（仮称）」の設置を検討します。
- ・ 野尻湖については、湖沼水質保全計画に基づき、地域住民や関係機関とともに水質の浄化及び湖沼の自然環境の保全に取り組みます。

エ 水に関する災害対策 [推進主体：県、事業者、国・市町村]

- ・ 防災事業を計画的に実施することにより、水害等の自然災害に対する防災・減災対策を推進します。
- ・ 「長野県水道ビジョン※」に基づき、水道施設の耐震化の推進及び危機管理体制の強化により、持続的な水道水の供給体制を確保する取組を進めます。

（３）良好な水環境の保全

ア 親水性に優れた水辺づくり [推進主体：県、県民、関係機関、事業者、国・市町村]

- ・ 河川が本来有している生物環境及び多様な河川景観を保全・創出するとともに、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮した河川改修事業を実施し、より親しみやすい水辺整備を推進します。
- ・ 砂防事業については、現地発生材料を利用した工法の採用や「長野県建設部公共事業環境配慮指針」に基づき、原則としてコンクリート打ちのままの護岸は採用しない等環境への影響を低減する取組を進めます。
- ・ 「諏訪湖創生ビジョン」に基づき、地域住民、関係機関と連携し、諏訪湖の水質保全や生態系保全、観光振興の取組を進めるとともに、自然環境に配慮した水辺整備、サイクリングロードの整備等を行います。（☆）

イ 水辺における生態系の保全 [推進主体：県、関係機関、事業者、国]

- ・ 河川等を改修する際には、上下流の河床の連続性の確保を図り、地域の生態系を保全します。
- ・ 農業用水路やため池などの整備に当たっては、「長野県農業農村整備環境対策指針」等に基づき、自然石や木材等の活用により、農村景観や生態系の保全などの周辺環境との調和に配慮します。

- ・ アレチウリ等について、駆除指導者研修会を開催し、外来種対策を推進します。
- ・ 水産資源の持続的な利用を図るため、「長野県漁業振興計画」に基づき、水産資源に関する調査・研究や外来魚・カワウ等魚食性鳥類による食害防止対策等を実施します。

ウ 水辺の環境保全活動等の推進 〔推進主体：県、県民・NPO・関係機関、国・市町村〕

- ・ 水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるとともに、水辺空間を快適に利用できるよう河川愛護団体等、地域住民、施設管理者、行政機関が一体となって、維持管理活動や景観保全活動に取り組みます。
- ・ 農業用水路やため池などが有する多面的機能や歴史的価値などの魅力について、県民等の理解を深めながら、施設管理者や農業者、地域住民等が一体となった維持管理活動や景観保全活動を支援します。
- ・ 水の日、水の週間、河川愛護月間等の啓発運動月間（週間、旬間）の機会を重点に、各種イベントや広報活動を通じて水環境保全に対する意識を高め、美化活動を推進します。
- ・ 環境省選定「名水百選」*及び県選定「信州の名水・秘水」*をはじめ、地域の誇りとして住民に守られてきた湧水等について、情報発信を行い、県民等の水環境保全の意識を高めます。また、水に関わる伝統行事や地域の水文化を保存し、継承していくため、保存に対する取組を支援します。

【コラム 諏訪湖創生ビジョンについて】

県内最大の湖である諏訪湖は、長野県の文化観光資源として重要な役割を果たすとともに、諏訪地方の歴史文化を育み、人々の生活や地域の産業を支えてきました。

しかし、昭和30年代の後半には、社会・経済活動の発展や人口の増加に伴い、諏訪湖への産業・生活排水の流入量が増加し、水質汚濁の進行や富栄養化によるアオコの異常発生など様々な環境上の支障が生じてきました。

長野県では、1987年（昭和62年）以降6期30年にわたり諏訪湖に係る湖沼水質保全計画を策定し、下水道の整備、工場・事業場の排水規制、農地からの汚濁負荷量の削減などの施策を関係機関と連携して取り組んできた結果、近年は全りん※が環境基準値を下回る年も見られるとともに、諏訪湖の湖心における透明度が向上するなど、泳ぐことができる程度まで水質は改善してきています。しかし、CODや全窒素※は環境基準を達成しておらず、また、十数年前からヒシの大量繁茂が見られ、近年は、貧酸素水域の拡大による底生生物への影響や2016年（平成28年）7月にはワカサギ等の大量死が発生するなど生態系に関する課題も生じています。また、漁獲量は昭和40年代後半のピーク時に比べ約20分の1に減少しています。

諏訪湖に対する住民の意識に関しては、水質が改善されるにつれて諏訪湖の水環境への関心が下がってきているとの声も聞かれます。また、諏訪湖の湖畔は「諏訪湖水辺整備マスタープラン」等により整備され、スポーツや健康づくりの場としての利活用も進んできていますが、諏訪地域の観光地利用者数も減少傾向にある中、更なる利活用の促進や諏訪湖を活かした観光振興の推進も求められています。

こうした課題等の解決に当たっては、これまでも関係機関と住民等が連携・協働して取り組んできましたが、諏訪湖を取り巻く状況が変化してきている中、諏訪湖に関する個々の課題を個別に解決するのではなく、水質・生態系保全など“諏訪湖の水環境保全”と、多くの人々が諏訪湖を訪れることのできる環境整備など“諏訪湖を活かしたまちづくり”とを一体的に取り組んでいく必要があると考え、「諏訪湖創生ビジョン」を策定することとしました。

このビジョンでは、諏訪湖の20年後の目指す姿として「人と生き物が共存し、誰もが訪れたくなる諏訪湖」を掲げ、その実現に向け、今後5年間の取組として、「水質保全」、「生態系保全」、「湖辺面活用・まちづくり」、「調査研究・学びの推進」を柱に取り組んでいくこととしています。

今後、この「諏訪湖創生ビジョン」により、県、市町村、地域住民、企業等が協働し、地域が一体となって諏訪湖を創生するための取組を進めていきます。

諏訪湖創生ビジョンの概要

※2017年(平成29年)12月時点の検討中のものです

■長期ビジョン（20年後の目指す姿）

「人と生き物が共存し、誰もが訪れたくなる諏訪湖」

■長期ビジョン実現に向けた今後5年間（平成30年度－34年度）の取組

水質保全

水質保全対策

貧酸素対策

ヒシの大量繁茂対策

生態系保全

多様な生育・生息基盤の創出

水生動植物の管理

漁業の振興

湖辺面活用・まちづくり

水辺整備と湖辺面の利活用

調査研究・学びの推進

調査研究の推進

諏訪湖環境研究センター(仮称)の設置

学びの推進



5 大気環境等の保全



【施策の方向性】

- 大気環境の常時監視により汚染状況を正確に把握するとともに、発生源に対する監視・指導により、清浄な大気環境の維持を図ります。また、騒音・振動・悪臭を防止するため、騒音などの実態把握を進め、良好な生活環境を保全します。
- ダイオキシン類などの有害化学物質の状況について、調査・監視により状況を把握し、環境汚染や県民の健康への影響を防止します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備考
大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100% (2016年度)	100% (2022年度)	大気常時監視局の大気汚染物質の環境基準達成率 [過去の達成率を基に設定]
昼間の光化学オキシダント 環境基準値達成率(時間)	94.2% (2016年度)	94.5% (2022年度)	昼間の1時間値が基準を満たす時間の割合 [過去の達成率を基に設定]
有害大気汚染物質・ダイオキシン類環境基準等達成率	100% (2016年度)	100% (2022年度)	有害化学物質等の環境基準や指針値達成割合 [過去の達成率を基に設定]

(1) 大気環境等の保全

ア 大気環境の保全 [推進主体：県、市町村]

○大気環境の常時監視

- ・ 市街地や交通量の多い道路周辺などにおいて、「大気汚染防止法」に基づく大気汚染物質等の常時監視を行い、測定結果を迅速に公表します。
- ・ 光化学オキシダント等による大気汚染が判明した際には、注意報の発令や発生源に対する排出抑制など迅速に対応します。
- ・ ばい煙*発生施設や一般粉じん*発生施設など、大気汚染物質の発生源に対する立入検査を実施し、状況に応じて改善措置等の指導を行います。
- ・ 県内に移流する大気汚染物質の削減に向けて、関東地域各都県との広域的な連携による微小粒子状物質(PM2.5)の発生源寄与の解明や、中国・河北省との環境改善のための技術連携を進めます。
- ・ 地域間をつなぐ道路の整備や渋滞対策等の推進により自動車交通を円滑化するとともに、稼働率の高い商用車への次世代自動車の普及を促進するなど走行時の環境負荷が低い交通手段への転換を効果的に促進し、大気汚染物質の発生抑制に取り組めます。

イ アスベスト（石綿）対策 〔推進主体：県、市町村〕

- ・ 一般環境及び道路周辺での大気中アスベスト濃度を観測し、アスベストの飛散実態を把握します。
- ・ 今後増加が見込まれるアスベスト使用建築物の解体工事等、特定粉じん排出等作業※を行う事業者への立入検査により作業基準の遵守等の指導を行い、飛散防止の徹底を図ります。また、必要に応じて事業場周辺の環境モニタリング調査を行い、適正処理の徹底と安全の確保を図ります。

ウ 騒音・振動・悪臭の防止 〔推進主体：県、市町村〕

- ・ 騒音・振動・悪臭に関して市町村などの実情に応じて環境基準の類型指定※や規制地域の指定を行い、生活環境の保全を図ります。
- ・ 騒音・振動・悪臭の環境保全対策について、市町村職員を対象とした講習会を開催するなど市町村への技術的支援を行います。
- ・ 道路交通騒音や新幹線など鉄道騒音の調査・測定を行い、状況把握に努め、必要に応じて施設管理者へ改善を求めます。

エ ひかりがい 光害対策等 〔推進主体：県、県民、事業者、市町村〕

- ・ 良好な星空の観測環境を保全するため、「光害対策ガイドライン※」に基づく照明環境の形成を推進します。
- ・ 多くの県民が本県の星空の美しさと清浄な大気環境を再認識できるよう、2017年（平成29年）10月に環境省から発表された新たな星空観察手法※による県内各地の観測データの蓄積を図ります。
- ・ 星空観察など信州の美しい星空を活かした県内の取組を支援し、旅行商品造成の促進に取り組むとともに、県内各地の星空観光の魅力を全国に向けて発信します。（☆）

オ 放射能対策 〔推進主体：県、国・市町村〕

- ・ 県内7か所（長野市、松本市、飯田市、諏訪市、大田市、飯山市、軽井沢町）に設置したモニタリングポストにより空間放射線量の常時監視を行うとともに、モニタリングポストが設置されていない地域（上田市、伊那市、佐久市、中野市、木曽町）では、簡易測定器（NaIシンチレーション式サーベイメータ※）により、定期的な測定を実施します。
- ・ 県民の安心安全の確保のため、水道水、県内産の農林畜産物、下水道施設の汚泥焼却灰等について、定期的に放射能測定を実施します。

（２）化学物質対策

ア ダイオキシン類対策 〔推進主体：県、市町村〕

- ・ 大気・水質・土壌環境中のダイオキシン類濃度の調査を実施し、汚染状況を把握します。
- ・ 廃棄物焼却施設など発生源に対する監視を行い、排出基準の遵守を指導します。

イ その他の化学物質対策 〔推進主体：県、市町村〕

- ・ P R T R※の円滑な運用により、化学物質の環境への排出量を把握し、その結果を公表するとともに、事業者の自主的な管理を促進します。
- ・ 未規制化学物質の環境中における残留調査を行い、環境汚染の実態を把握します。

【コラム 星空を活かした取組について】

＜長野県は宇宙県＞

宇宙を間近に感じることができる長野県は、全国に冠たる天体観測の適地であり、国立天文台野辺山宇宙電波観測所をはじめ、東京大学木曽観測所や臼田宇宙空間観測所など優れた観測施設を有しています。

2016年（平成28年）11月には、県内の天文研究施設や愛好団体によって、「長野県は宇宙県」を合言葉に、地域づくり、観光振興、人材育成を通じて天体観測や環境保全を推進するためのネットワークが形成され、松本宣言を採択し、その魅力を発信する取組を行っています。



憲章（松本宣言2016. 11. 23）

長野県がもつ「宇宙に近い」というすばらしい資産を多くの人たちと共有し、その魅力を広く伝えていくことにより、長野県の地域振興、人材育成、観光、天体観測環境維持に寄与することを目的とする。また、参加する団体・個人は、この目的のために、お互いの特徴を認めつつ、協力をし活動する。

＜スタービレッジ阿智誘客促進協議会（下伊那郡阿智村）＞

環境省が行っていた「全国星空継続観察事業」の一般参加団体による写真撮影結果において、2006年（平成18年）に夜空の明るさが星の観測に適していた場所（夏期観察）第1位となった結果をもとに、スタービレッジ阿智誘客促進協議会では「星」をキーワードに、地域が一丸となってナイトツアーの企画や特別講演会、観察会を行っています。



また、さまざまなメディアにも取り上げられ、阿智村は「星の村」として集客や認知が広がり、誘客実績は年々増加しているほか、星空を通じて広域的な交流が活発になっています。

さらに、星空が魅力的な地域資源であること、美しい星空が見える環境を後世に受け継ごうという意識などの地域愛が生まれ、住民の環境保全意識の浸透につながっているほか、星空ツアースタッフとしての雇用促進や定住促進にもつながり、郷土の環境を活かした地域おこしに成功しています。

6 循環型社会の形成



【施策の方向性】

- 県民総参加による2R（リデュース、リユース）を意識した取組を促進し、廃棄物の発生抑制を徹底します。また、地域内での循環資源の利活用を進める「地域循環圏」の形成に取り組みます。
- 廃棄物の排出事業者や処理業者、廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理に対する監視指導を強化し、廃棄物の適正処理を推進します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備考
一般廃棄物 総排出量	654千トン (1人1日当たりのごみ排出量 836グラム) (2015年度実績)	588千トン (1人1日当たりのごみ排出量 795グラム) (2020年度)	市町村が処理する一般廃棄物総排出量及び1人1日当たりの排出量 [過去の変化率と削減幅、施策効果を勘案して設定]
産業廃棄物 総排出量	4,341千トン (2013年度推計)	4,358千トン (2020年度)	県内で排出された産業廃棄物総排出量 [過去の実績、経済指標による推計、施策効果を勘案して設定]
一般廃棄物 リサイクル率	23.0% (2015年度実績)	24.3% (2020年度)	市町村が処理する一般廃棄物総排出量のうち再資源化した量の割合 [過去の変化率と推計比率、施策効果を勘案して設定]

(1) 廃棄物の3Rの推進

ア 2Rを意識した3Rの推進 [推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、市町村]

○一般廃棄物の発生抑制の推進

- ・ 「残さず食べよう！30・10運動」の一層の推進を図るとともに、10月30日を「食品ロス削減の日」として全県に普及し、食べ残しを減らす取組を行っている協力店の増加と併せて、2年連続で達成した「ごみ減量日本一」の継続を目指します。
- ・ 「信州ごみげんねっと」を通じ、市町村の分別収集、小売店での資源物回収の情報提供、商習慣における「1／3ルール※」の是正に取り組む事業者の紹介など、ごみ減量に資する取組などを発信します。
- ・ 環境に優しいライフスタイルへの転換を啓発するため、マイバッグ等の持参について事業者及び関係団体と連携し県民に呼び掛けます。
- ・ 市町村が一般廃棄物を処理する際に手数料を徴収する「有料化」について、未導入の市町村（2016年（平成28年）3月末現在17市町村）に対し、優良事例の情報提供や技術的な支援を行い、有料化による廃棄物の発生抑制を推進するとともに、事業系一般廃棄物の手数料金額の適正化を促します。

- ・ 市町村担当職員を対象とした一般廃棄物処理に係るセミナー等の開催を通じ、学識経験者、県内外の市町村、各種団体の取組を紹介し、3Rの推進を支援します。
- ・ 家庭で不要な食品や規格外等の食品をフードバンク等へ円滑に提供する仕組みづくりを進め、食品ロスを削減するとともに、生活困窮者等への支援を図ります。(☆)

○産業廃棄物の発生抑制の推進

- ・ 多量排出事業者*及び準多量排出事業者*に提出を義務付けている「産業廃棄物処理計画書」及び「実施状況報告書」を基に、年度ごとの排出量の推移や業種別の傾向などを分析し情報提供を行います。
- ・ 廃棄物のリサイクル・減量化など環境技術に関する研修会の開催等により排出事業者や処理業者を支援します。
- ・ 排出事業者又は処理業者との「産業廃棄物3R実践協定*」を推進し、事業者は協定に基づき産業廃棄物の3Rと適正処理を一層進めるとともに、県はその取組を公表し、普及・拡大を図ります。

○再使用の推進

- ・ 不用食器や子どもが使う学用品等のリユースの取組を普及・拡大するため、民間団体の活動等について市町村等に情報提供を行います。(☆)

○再生利用の推進

- ・ 家庭などから排出される特定家庭用機器4品目（エアコン・テレビ、冷蔵庫、洗濯機）、貴金属やレアメタルを含む小型家電製品の適切なリサイクルの促進を図るため、関係リサイクル法の周知を行います。
- ・ プラスチック製品による環境汚染を防止するため、家庭等からの容器包装廃棄物の排出抑制と容器包装リサイクル法による分別収集を推進します。
- ・ 資源ごみの回収について、市町村における効率的な回収方法を検討するとともに、スーパー等での店頭回収など多様な回収ルートの確保を図ります。
- ・ 事業系ごみの削減・資源化を図るため、団体等の回収やインターネットを活用した情報提供など、効率的な古紙回収の仕組みづくりを市町村とともに検討します。
- ・ 食品廃棄物を再生利用（飼料化、たい肥化）し、エコフィード*やたい肥を使って生産した農畜産物を流通・販売する食品リサイクルループの構築に取り組みます。
- ・ 県内で発生した循環資源を利用し、県内事業所で製造加工する「信州リサイクル製品」の認定を広げ、公共事業における利用拡大を図ります。
- ・ 生活排水を処理する際に発生する汚泥焼却灰から肥料の原料となるリンの回収や処理水の農業利用など、汚泥及び汚水の資源としての利活用を推進します。

イ 広域を単位とした地域循環圏の形成 【推進主体：県、県民・NPO・関係機関、事業者、市町村】

- ・ 地域の廃棄物処理の実情や廃棄物の種類に応じ、多様な主体が広域的に連携して適正な規模で資源として循環させる仕組みである「地域循環圏」を構築することにより、廃棄物処理施設等の集約化をはじめとする効率的なごみ処理事業の展開を進め、廃棄物処理費用等の社会コストの削減を図ります。
- ・ 地域内の間伐材等の木質バイオマスや生ごみ等食品廃棄物・家畜ふん尿・木くず等の廃棄物系バイオマスを広域的に利活用することにより、資源の効率的な循環利用等を進めます。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

ア 適正処理の促進 [推進主体：県、関係機関、事業者、市町村]

○適正処理に向けた指導・啓発等

- ・ 多量排出事業者及び準多量排出事業者に提出が義務付けられている「産業廃棄物処理計画書」及び「実施状況報告書」を基に、排出事業者の適正な廃棄物処理について指導を行います。
- ・ 廃棄物のリサイクル・減量化など環境技術に関する研修会の開催や「産業廃棄物 3 R 実践協定」を推進し、産業廃棄物の 3 R と適正処理を一層進めます。
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、講習会・研修会・立入検査などを通じ、制度の周知を図るとともに、事務の効率化につながる電子マニフェスト*の普及を推進します。
- ・ 優良産業廃棄物処理業者認定制度*について、各種研修会等を通じ、制度の周知を図るとともに、認定事業者の情報についてホームページ等で発信します。

○生活環境等への影響が大きい廃棄物の適正処理

(7) 有害物質を含む廃棄物

- ・ P C B（ポリ塩化ビフェニル）*廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に沿って処理期限までに適正に処理されるよう、保管中又は現在使用中の事業者に対する指導を行うとともに、P C B 廃棄物の保管や処理に関する情報提供を行います。
- ・ 廃石綿や石綿含有廃棄物について、法律や国のマニュアル等を遵守して適正に処理されるよう、立入検査などにより排出事業者や処理業者への指導を徹底します。
- ・ 水銀廃棄物について、「水銀に関する水俣条約」の採択に伴い改正された廃棄物処理法に基づき、排出事業者や処理業者に対し、処理基準の遵守を指導するとともに、市町村による水銀使用製品に係る分別回収を推進するため、市町村に対する情報提供を行います。

(4) 災害廃棄物

- ・ 災害時に発生する廃棄物について、迅速かつ適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するため、廃棄物の種類に応じた処分方法、最終処分量削減のための分別、資源化等を含めて策定した災害廃棄物処理計画に基づく体制整備を進めるとともに、市町村における計画策定に向けて技術的助言を行います。

○県民参加による美化活動の推進

- ・ 県民・N P O、事業者、市町村など多様な主体による美化清掃活動、ごみの持ち帰り運動及び空き缶等散乱防止啓発運動の輪を「きれいな信州環境美化運動」として広げ、県全体をきれいにする運動を展開します。
- ・ 「きれいな信州環境美化運動」を推進し、観光地のイメージアップを図ります。(☆)

イ 不適正処理の防止 [推進主体：県、県民、事業者、市町村]

○排出事業者・処理業者等への監視指導

- ・ 排出事業者や処理業者に対して、年間を通じて立入検査や行政検査を行うほか、不適正な処理に対して重点的な監視指導を行います。

- ・ 排出事業者に対して、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自ら適正に処理する責任があることについて、講習会など機会を捉えて周知を行い、指導を徹底します。
- ・ 放置された産業廃棄物について、必要に応じて周辺環境への影響調査などを行うとともに、行為者に対して粘り強く撤去指導を行います。

○不法投棄等の不適正処理の防止のための体制

- ・ 県下に配置している不法投棄監視連絡員によるパトロールを行うとともに、廃棄物監視員・指導員による夜間パトロールや産業廃棄物収集運搬車両の点検・確認を行います。
- ・ 10の広域圏ごとに、市町村・関係団体などで構成する「不法投棄防止対策協議会」により、普及活動やパトロールを行います。
- ・ 産業廃棄物の不適正処理に係る早期発見と早期解決を図るため、市町村との情報交換を図り、合同による立入検査を行います。

○不法投棄情報の収集

- ・ 県に設置している「不法投棄ホットライン※」を通じ、365日24時間体制で不法投棄情報の収集を行います。
- ・ 事業者や関係団体と締結する「不法投棄の情報提供に関する協定」に基づき、協定を締結した事業者等が業務中に発見した不法投棄情報を収集します。
- ・ 県が収集した市町村の取組に有益な不法投棄に関する情報等について、「不法投棄情報ながの※」による提供を行います。

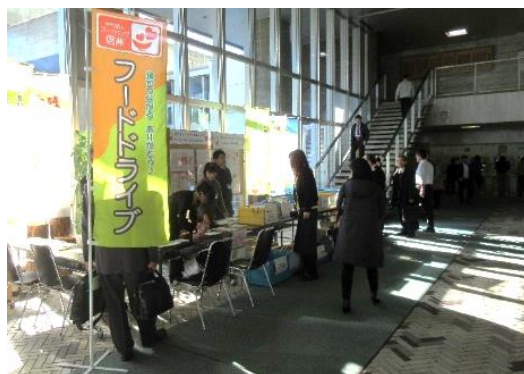
【コラム フードドライブについて】

「フードドライブ」とは、一般市民に呼びかけ、家庭で利用されずに眠っている食品を持ち寄っていただく活動です。また、集められた食品を支援団体を通じて生活困窮者などに無償で届ける取組をフードバンク活動といいます。

「フードドライブ」は、賞味期限前の食品を有効に活用できることから、まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」の削減にもつながるほか、子どもの居場所づくりに重要な役割を果たす「こども食堂」への食材の安定的な供給にも貢献しています。また、支援団体に対しては、「フードドライブ」以外にも、食品メーカーなどの企業、協力団体などから食品が寄贈されています。

長野県では、生活困窮者支援、子どもへの支援、食品ロス削減のそれぞれに有効であるという観点から、各種イベントや職場で「フードドライブ」の取組を始めており、2016年度（平成28年度）は、信州環境フェアの他、県庁及び2合同庁舎で開催し、約500kgの食品の提供がありました。

本県では、今後とも、積極的に「フードドライブ」の機会を設けるとともに、取組の輪が一層広がるよう啓発にも力を入れていきます。



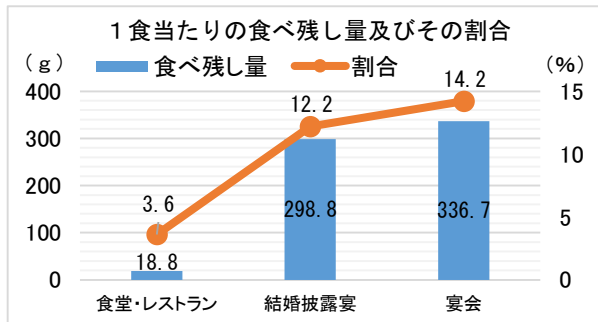
【コラム 残さず食べよう！30・10運動について】

まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」は、国内で年間約621万トンも発生しています。これを1人当たりに換算すると年間50キログラムを捨てていることになります。

農林水産省の統計では、宴会での食べ残しが最も多く、宴会料理の7分の1が食べ残して捨てられているという結果になっています。

長野県では、宴会料理の食べ残しを減らすことが「食品ロス」を減らすことにつながることから、松本市発祥で宴会の始めの30分間と最後の10分間に自分の席で料理を食べて、食べ残しをしないように呼びかける「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」を全県で推進し、2017年（平成29年）9月時点で県内の53市町村が同様の取組を実施しています。

また、2010年度（平成22年度）から募集して約700事業者已达到している「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店にもこの運動への参加を呼び掛けているほか、2017年（平成29年）9月に開設した専用ウェブサイト「信州ごみげんねっと」では、この運動に協賛していただける企業や団体を募集してロゴを掲載するなど、今後も様々な方法によりこの運動の周知拡大に取り組んでいきます。



出典：農林水産省「食品ロス統計調査・外食調査（平成27年度）」



■地域の特性を踏まえた取組の推進

- 標高差に着目した施策の展開（垂直ゾーニング）
- 地域別の特性と実施施策（水平ゾーニング）

標高差に着目した施策の展開 ～垂直ゾーニング～

<ゾーン区分>

<施策展開の考え方>

<長野県の特徴>

【山岳・高原ゾーン】



(駒ヶ岳 八丁坂の登山道)



(上高地 穂高連峰)

- ・原生的な自然や優れた自然環境を行為規制等により適正に保全するとともに、そこに生息する野生動植物の保護や外来種対策などにより、生物多様性の保全に取り組みます。
- ・保全とのバランスを考慮した適正な利用を基本としつつ、登山道の整備など地域の観光振興に資するよう国内外の利用者の受入環境の整備やエコツアーリズムの推進に取り組みます。

【中山間地ゾーン】



(嬭捨の棚田)



(なべくら高原のブナ林)

- ・豊かな自然環境を活かした体験学習などを通じ、県民の環境意識の向上を図ります。
- ・豊富に存在する水資源や森林資源を活用し、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組みます。
- ・農地の適切な管理、森林資源の循環利用や森林の適切な整備、野生鳥獣被害への対応などにより、集落を維持し、農山村や森林が持つ多面的機能を維持・発揮させるとともに、美しい里山景観の保全・創出を図ります。
- ・水源地帯の森林の適切な維持管理等を通じ、水源の涵養に取り組みます。

【市街地ゾーン】



(屋根での太陽光発電)



(EVと充電設備)

- ・建築物の屋根での太陽光発電の普及や、下水熱等の市街地に存在するエネルギー利用を進めるとともに、建物の省エネルギー対策、自動車から公共交通への転換促進等を通じ、都市活動による環境への負荷が小さいまちづくりに取り組みます。
- ・水質や大気環境等の維持・改善に取り組み、県民の生活環境の保全を図ります。
- ・飲食店などと連携した食品ロスの削減を進め、更なるごみ減量に取り組みます。

(「上高地 穂高連峰」・「嬭捨の棚田」・「なべくら高原のブナ林」の写真提供: 長野県観光機構)

【山岳・高原】

- 全国1位 3,000m級の山 15座
- 全国3位 自然公園(国立・国定・県立)の面積 278,549ha

【生物多様性】

- 全国1位 チョウの生息数 149種(H8.5/「信州の蝶」)
- 全国初 生物多様性を社会全体で守る「生物多様性保全パートナーシップ協定」構築(H27)

【森林】

- 全国3位 森林面積 106万ha(H29)
- 全国1位 森林セラピー基地等の数 10箇所(H29.4)

【景観】

- 全国1位 「日本の棚田百選」16箇所(H11.7/農水省)

【水資源】

- 「名水百選」選抜総選挙
「観光地として素晴らしい名水部門」(H27.3/環境省)
第1位 安曇野わさび田湧水群
- 「名水百選」選抜総選挙
「景観が素晴らしい名水部門」(H27.3/環境省)
第1位 安曇野わさび田湧水群
- 小水力発電の導入ポテンシャルの高さ(H22/環境省)
 - ・農業用水 地点数: 全国5位 設備容量: 全国7位
 - ・河川部 地点数: 全国2位 設備容量: 全国6位

【低炭素】

- 全国3位 1世帯当たり住宅用太陽光の普及 0.38kw/世帯(H29.2)
- 全国初 民間事業者による流域下水道管からの熱利用(H30～)

【大気環境】

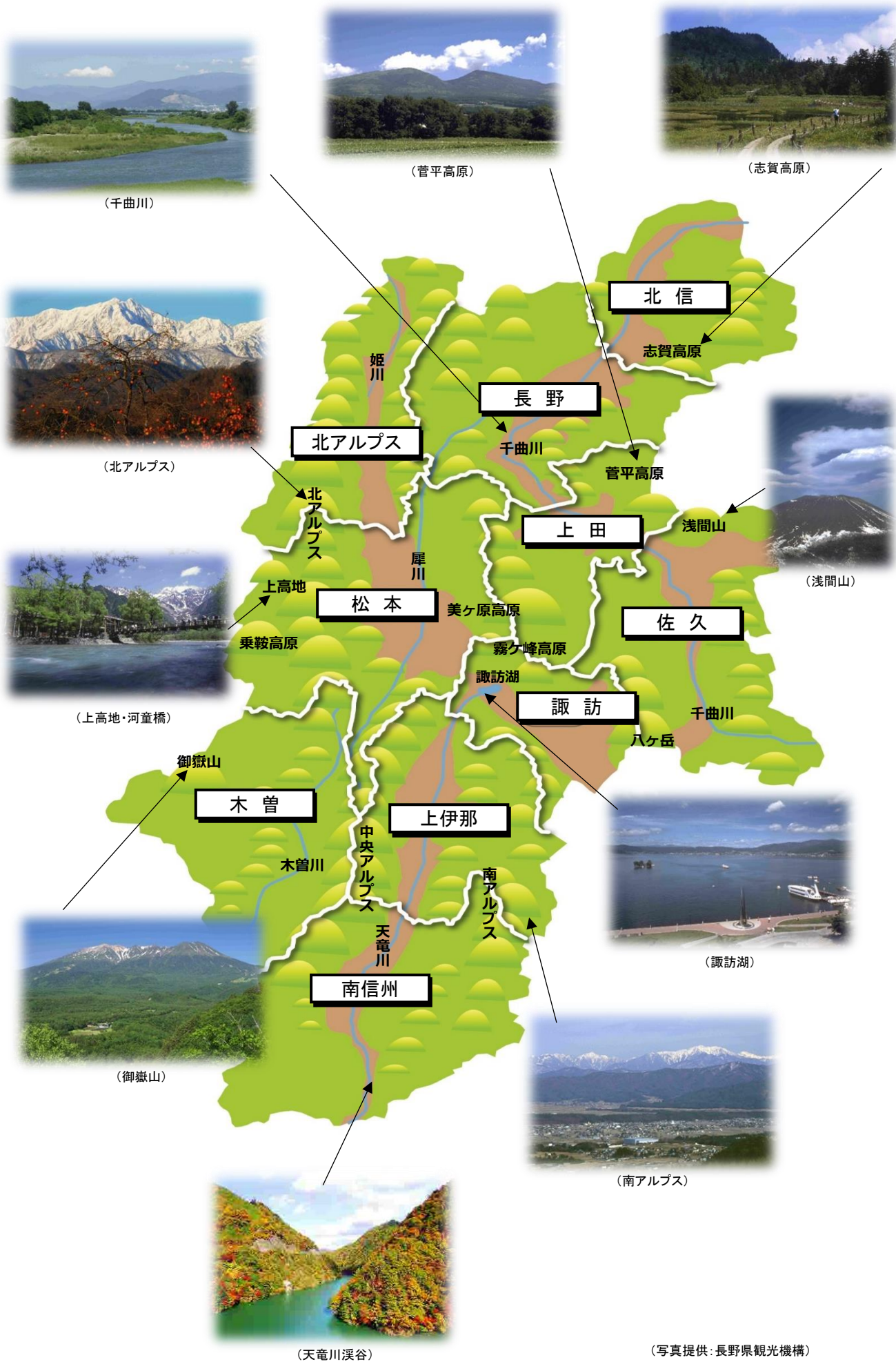
- OPM2.5の環境基準 7年連続達成(全国で長野県のみ)(H22～28)

【廃棄物】

- 全国1位(2年連続) 1人1日当たりのごみ排出量の少なさ(836g)(H26～27)

地域別の特徴と実施施策 ～水平ゾーニング～

10の広域圏ごとに、地域の特徴を活かした取組や地域が抱える課題の解決に向けた取組など、環境保全や地域活性化の取組を示します。



北アルプス

（地域特性）
3,000m級の山岳や高層湿原を身近に親しむことができ、多くの登山客が訪れています。また、県内で唯一日本海を眺めることができる妙高戸隠連山国立公園内の雨飾山も景勝地として人気を集め、これらの山岳地域には、国の特別天然記念物で県鳥のライチョウが生息しています。

（実施施策）
①登山道の整備やユニバーサルツーリズムを通じた山岳観光地づくり
②自然保護レンジャーとの連携によるライチョウや希少野生動植物の保護

松本

（地域特性）
日本の屋根と呼ばれる北アルプスと美ヶ原高原に囲まれ、上高地・乗鞍高原等の高原、梓川・奈良井川・穂高川等の清流など、多彩で豊かな自然環境に恵まれています。また、食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」を減らす取組「残さず食べよう30・10運動」の発祥地である松本市があります。

（実施施策）
①上高地・乗鞍岳における自然環境の保全（マイカー規制等）や登山道の整備支援
②「残さず食べよう30・10運動」等の更なる普及によるごみ減量の推進

木曽

（地域特性）
西に霊峰・御嶽山、東に中央アルプスを仰ぎ、中央に深い谷を刻む木曽川と木曽路・中山道が続いています。また、豊かな森林や水源のほか、悠久の歴史と固有の文化・伝統が息づいており、木曽地域は県内で唯一「日本遺産」として認定されています。

（実施施策）
①木曽路の優れた眺望景観の整備や下流域との交流による森林の整備
②御嶽山が再び安心して登れる山となるための登山道の整備支援

上伊那

（地域特性）
東に南アルプスと西に中央アルプスを有し、2つのアルプスの雄大な山岳景観を展望することができます。また、天竜川両岸に広がる河岸段丘等を利用した多彩な農畜産物の生産が見られます。さらに、地域の8割を森林が占めています。

（実施施策）
①2つのアルプスによる雄大な山岳景観を活かした交流圏域づくり
②豊富な森林資源を活かした木質バイオマス等再生可能エネルギーの生産拡大と普及促進

南信州

（地域特性）
天竜川が南北に貫流して河岸段丘を形成するなど多様な地形を有し、南アルプス国立公園をはじめ優れた自然景観に恵まれています。また、平成39年（2027年）の開業を目指すリニア中央新幹線は、地域の交流人口の拡大をもたらすなど地域の発展が期待されています。

（実施施策）
①環境影響評価を通じたりニア中央新幹線工事等に伴う環境影響の低減促進
②地域ぐるみの環境保全活動に先駆的に取り組む風土を活かした環境先進地域づくり

北信

（地域特性）
中央を千曲川が流れ、ユネスコエコパークや日本ジオパークに認定されている上信越高原国立公園の三国山脈や関田山脈に囲まれ、高社山を境に北部は日本有数の豪雪地帯となっています。また、冬期間の農家の副業として始まった「えのきたけ」の生産量は日本一を誇り、きのこ生産が盛んな地域となっています。

（実施施策）
①上信越高原国立公園の優れた自然環境の保全と利用拡大
②きのこ栽培から発生する使用済培地の再生利用・エネルギー利用の促進

長野

（地域特性）
千曲川と犀川が合流する善光寺平を中心に、北東部を上信越高原国立公園、北西部を妙高戸隠連山国立公園、南西部を聖山高原県立公園に囲まれ、緑豊かな自然環境に恵まれています。

（実施施策）
①豊富で安定した水量や落差のある千曲川の支流を活用した小水力発電等の自然エネルギーの普及拡大
②2つの国立公園があるメリットを活用した広域観光の促進に向けた登山道等の整備支援

上田

（地域特性）
標高2,000mに達する美ヶ原高原や根子岳・四阿山山麓に広がる菅平高原を有し、市街地に千曲川が東西に流れるなど、標高差が大きい地形を有しています。また、晴天の日が多く、全国的にも降水量が少ない地域です。

（実施施策）
①日照時間の長さを活かし、地域と調和した太陽光発電の普及拡大
②標高差と千曲川により育まれた生物多様性の情報発信を通じた地域の振興

佐久

（地域特性）
浅間山・八ヶ岳連峰の裾野、千曲川水系の最上流に位置し、四方を国立・国定公園に囲まれた自然豊かな高原地帯です。また、晴天率が高く、日照時間が長い気象条件を有しています。

（実施施策）
①浅間山を活用したジオツーリズムやエコツーリズムなどの推進と登山道の整備支援
②「美しい星空」の魅力発信と星空観察を通じた光害対策や大気保全の普及啓発

諏訪

（地域特性）
標高700mを超える盆地に満々と水を湛える諏訪湖を取り巻く地域と、雄大な八ヶ岳連峰の山麓に広がる地域から成り立っています。また、全国でも有数の美しい草原景観と天然記念物である3つの高層湿原を有する霧ヶ峰には多くの観光客が訪れています。

（実施施策）
①「人と生き物が共存し、誰もが訪れたくなる諏訪湖」の実現に向けた官民協働による諏訪湖の環境改善
②霧ヶ峰における官民協働による自然環境の保全・再生

第5章 計画の推進体制等

- 第5章では、本計画に基づく施策が適正な進捗管理の下に効果的に推進されるよう、計画の推進体制や評価の手法などについて示します。

1 計画の推進体制

- 計画の推進に当たっては、環境部を中心に関係部局で組織する環境管理推進委員会により、全庁的な取組を展開します。
- 多岐にわたる環境問題に対応し、環境行政を効果的に推進するため、各種研修などを通じて、環境行政を担当する県職員の政策立案能力や資質の向上を図ります。
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体に計画に基づく取組を呼びかけ、多くの県民の行動・参加により、持続可能な社会の実現を目指します。

2 進捗管理と評価

- 環境管理推進委員会において、計画の進捗管理を行い、達成目標に対する評価を毎年度行います。その結果を踏まえ、施策の見直しや改善などを行っていきます。
- 計画に基づく施策の進捗状況については、毎年度作成する「長野県環境白書」において公表し、長野県環境審議会へ報告します。

3 計画の見直し

- 社会状況や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合などは、計画期間中であっても計画の見直しを行います。

参考資料

- ・用語解説

用語解説

	用語	ページ	解説
ア	アスベスト	10	石綿。天然にできた鉱物繊維で、熱に強く摩耗に強い、丈夫で変化しにくい等の特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきた。しかし、繊維は、髪の毛の5000分の1と細かいため飛散しやすく、吸い込んだ場合、20～50年で肺ガンや中皮腫になる可能性があることから、現在国を挙げて対策に取り組んでいる。
イ	一般粉じん	40	物の破碎、選別等に伴い発生し、飛散する物質（粉じん）のうち、アスベスト（特定粉じん）以外の粉じんのこと
エ	栄養塩類	37	植物性プランクトンなどの植物体を生育に不可欠なケイ素、りん、窒素などの元素を含む塩類
	エコアクション21	23	中小事業者等の幅広い事業者に対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づく認証・登録制度
	エコツーリズム	31	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動
	エコフィード	44	環境に優しいや節約する等を意味する「エコ」と飼料を意味する「フィード」を合わせた言葉で、醬油粕や焼酎粕などの食品製造副産物、パンやお弁当の売れ残り、野菜のカットくずなどの調理残さ、規格外農産物等の農場残さを利用して製造された家畜用飼料
	エネルギー供給温暖化対策計画書	23	エネルギー供給者側から温暖化対策や再生可能エネルギーの普及・供給拡大を促進するため、県内に電力を供給している事業者を対象に、最大3ヵ年の温暖化対策等の促進に係る計画書と毎年度の実施状況等報告書の作成・提出・公表を求めるもの
	エネルギーのピークシフト・チェンジ	24	電力需要のピーク時間帯を避けて電気を利用したり、電気以外のエネルギーへの転換や高効率機器の設備への転換を行うこと
オ	汚濁負荷流出（非特定汚染源）	37	市街地、農地、森林等など面的な広がりを有する発生源（非特定汚染源 用語解説P63）からの負荷が流出すること
	温室効果ガス	5	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより気温上昇をもたらす気体の総称。京都議定書において削減対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO ₂ ）・メタン（CH ₄ ）・一酸化二窒素（N ₂ O）・ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）・パーフルオロカーボン類（PFCs）・六フッ化硫黄（SF ₆ ）の6種類
カ	外来種	8	国外や国内の他地域から、ある地域に人為的に導入されることにより、本来の自然分布を越えて生息又は生育することとなる生物種

	用語	ページ	解説
カ	外来生物被害予防三原則	30	外来種は一度定着して増えてしまうと、駆除することは非常に難しくなるため、私たち一人ひとりのとるべき姿勢として、環境省から提唱されているスローガン 1 入れない ⇒悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに他の地域に入れない 2 捨てない ⇒飼っている外来生物を野外に捨てない 3 拡げない ⇒野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない
	合併処理浄化槽	36	下水道、農業集落排水に接続しない個人宅等に設置される汚水処理施設で、し尿と生活雑排水を併せて処理する方式の浄化槽 ⇒cf. 単独処理浄化槽（用語解説P60）
	環境基準	9	大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたもの
	環境影響評価制度	17	大規模な開発事業を実施する際に、事業者自らが、あらかじめ、環境に与える影響を住民や関係自治体などの意見を聴きながら、調査・予測・評価し、環境に配慮した事業にしていけるための制度
	環境配慮型トイレ	30	し尿の処理方式が地下浸透方式（垂れ流し）でないトイレ。処理方式によっていくつかの種類があり、し尿を微生物に分解させるバイオトイレや、し尿を溜めたタンクをヘリコプター等により搬出するカートリッジ式トイレ等がある。
	環境省選定「名水百選」	38	環境省では1985（昭和60）年に「名水百選」、2008年（平成20）年に「平成の名水百選」を選定した。県内から名水百選に3箇所、平成の名水百選に4箇所が選定されている。 ○県内の「名水百選」 猿倉の泉（飯田市）、安曇野わさび田湧水群（安曇野市）、姫川源流湧水（白馬村） ○県内の「平成の名水百選」 観音霊水（飯田市）、木曽川源流の里 水木沢（木祖村） まつもと城下町湧水群（松本市）、龍興寺清水（木島平村）
	環境基準の類型指定（騒音）	41	騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として、4つの類型に応じた基準値が国により定められている。 都道府県知事は、住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案して、各類型を当てはめる地域を指定する。
	環境省から発表された新たな星空観察手法	41	観察が容易で客観的な評価が可能な方法として、2017（平成29）年10月に公表された新たな星空観察手法のこと。観察方法は、肉眼による観察やデジタルカメラ撮影による天頂付近の夜空の明るさを測定する。

	用語	ページ	解説
カ	慣行水利権	35	旧河川法（明治29年法律第71号）施行以前あるいは河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける法定河川（一級、二級、準用河川）として指定される以前から、特定の者による排他継続的な事実上の水の支配をもとに社会的に承認された権利をいわゆる慣行水利権といい、これについては、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされる。
キ	企業版ふるさと納税	19	企業が、本社所在地以外の地方公共団体が行う地方創生を推進するための事業に対する寄付を行った場合に、税額控除の特例が受けられる制度
	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	5	1988（昭和63）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。各国の研究者が地球温暖化問題に関する科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与える公式の場。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め、広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。
	気候変動	5	全球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。
	希少野生動植物	13	生息数が少なく、まれにしか見ることが出来ない動植物のこと。レッドリストに掲載された種や、「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動植物種（捕獲・殺傷等禁止）、国際希少野生動植物種（国際取引の規制）その他、分布が局限される固有種などを指して使われる。
	希少野生動植物保護監視員	30	長野県希少野生動植物保護条例に基づき、県の委嘱（自然保護レンジャー等の中から一定の知識・経験を有する者を委嘱）により、希少野生動植物の生息・生育地の監視活動を行うボランティア
	キッズISOプログラム	17	非特定営利法人国際芸術技術協力機構が開発し、国内外で実施されている子ども向けの環境教育プログラム

	用語	ページ	解説
キ	忌避剤	32	有害動物の嫌う成分を用い、有害動物が近寄らないようにする薬剤
	京都議定書	6	1997（平成9）年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された、拘束力を有する法的文書。2000（平成12）年以降の先進国の地球温暖化対策として、法的拘束力のある数値目標が決定され、具体的に削減対象ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等）と、1990（平成2）年比の削減目標（先進国全体で5.2%、日本は6%、欧州は8%削減など）、達成期間（2008（平成20）年から2012（平成24）年の間）を定めている。国際的に協調して目標を達成するための仕組みとして、排出量取引、共同実施（JI）、クリーン開発メカニズム(CDM)などの新たな仕組みが合意され、これらを京都メカニズムという。2005（平成17）年2月に発効
	郷土環境保全地域	30	長野県自然環境保全条例により、郷土的又は歴史的な特色のある自然環境を形成している地域などを保全するため長野県知事が指定している地域
	許可水利権	35	河川法（昭和39年法律第167号）第23条の規定による許可を受けた水利権。水利権とは、河川の流水を占有（排他的・継続的に使用）する権利をいう。
ク	グリーン熱	25	太陽熱・バイオマス熱・地中熱・温泉熱・雪氷熱など、再生可能エネルギーによって生成された熱
ケ	景観育成基準	26	県又は市町村が地域の景観特性に応じ、景観法に基づき策定する景観計画において、建築物もしくは工作物の配置、規模、形態意匠、色彩、敷地の緑化等について定めた基準
	県選定「信州の名水・秘水」	38	県は、水の大切さを再認識し、水環境を保全する意識の高揚を図るとともに、地域の活性化に役立てるため、2010（平成22）年1月に「信州の名水・秘水」選定委員会により、湧水などの中から特に優れたもの15箇所を「信州の名水・秘水」として選定した。
	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく省エネルギー基準への適合義務化	23	2017（平成29）年から2,000㎡以上の大規模な非住宅建築物の新築等に省エネ基準への適合が義務付けられた。また、2020年からは、全ての建築物に対し省エネ基準への適合義務化が予定されている。
コ	光化学オキシダント	10	工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。主成分はオゾンであり、人や植物に有害である。
	公共事業等環境配慮制度	20	環境影響評価制度の対象とならない県事業を対象に、環境への配慮に係る住民や関係自治体の意見を聴きながら、環境への影響をできるだけ小さくしていくための制度

	用語	ページ	解説
コ	こどもエコクラブ	17	子どもたちが地域において主体的に環境教育や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識を持つことを支援するために、公益財団法人日本環境協会が幼児から高校生までを対象に参加を呼びかけている環境活動クラブ
サ	再生可能エネルギー	6	太陽光や太陽熱、水力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと
	再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）	7	再生可能エネルギーによって発電された電気を、一定の期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。フィードインタリフ制度（「Feed in Tariff」、略称：FIT）ともいわれる。
	再生可能エネルギー100%地域	6	エネルギー需要（電力や熱）に占める再生可能エネルギーの割合が100%である地域
	里地里山	9	長い歴史の中で、様々な人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される地域
	山岳の環境保全及び適正利用の方針	30	2016（平成28）年度に開催した長野県山岳環境連絡会において、登山安全条例の規定に基づき、長野県が策定した方針。近年の登山者の多様化や増加等による山岳環境への影響（登山道周辺の崩壊、高山植物の踏み荒し等）を防ぎ、安全な登山が行えるよう、登山道の整備及び維持管理と山岳の適正利用に関する統一ルールを定めた。
	産業廃棄物 3 R 実践協定	44	産業廃棄物の 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理に関して、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の自主的な取組を進めるため、県と協定を結ぶ制度
	1 / 3 ルール	43	食品メーカーなどが設定する、加工食品の製造日から賞味期限までの期間を 3 等分してメーカーからの納品期限や店頭での販売期限を設定する商習慣で、食品ロスの発生要因と言われている。
シ	事業活動温暖化対策計画書制度	22	温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者を対象として、最大 3 か年の温室効果ガスの排出抑制に係る計画書と毎年度の実施状況等報告書の作成・提出・公表を求めるもの
	自然公園	8	優れた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園・国定公園と、県が指定する県立自然公園の 3 種類がある。
	自然保護レンジャー	30	県の委嘱により、自然公園などにおける動植物の保護や施設の適切な利用指導を行うボランティア

	用語	ページ	解説
シ	自然環境保全地域	30	高山性植生や優れた天然林など、自然環境を保全することが特に必要な地域として、環境大臣又は都道府県知事が指定する地域。特別地区・普通地区等に分けられ、一定の行為が規制される。
	ジビエ	32	捕獲した野生鳥獣の肉をジビエ（jibier:フランス語）という。ジビエ料理は、フランス料理の中でも最も古典的で高級な料理に位置付けられている。
	準多量排出事業者	44	前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満である事業場を県内に設置している事業者
	小水力発電	7	水力を利用した発電のうち、規模の小さいもの。長野県では「長野県環境エネルギー戦略」において、FITの対象となる発電規模3万kW未満の小水力を「自然エネルギー」の種別の一つと位置付けて普及拡大に取り組んでいる。
	食品ロス	10	消費・賞味期限が切れた食品、売れ残り、食べ残しなど本来食べられたはずなのに捨てられてしまう食品。食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など様々な過程で発生
	食品ロス削減の日	19	環境省や関係自治体に参加して、2017（平成29年）年10月30日に開催した第1回食品ロス削減全国大会において、開催市の松本市が提唱した。県では、その提唱に賛同し、この日に統一的に食品ロス削減の取組を進めていく。
	信州ESDコンソーシアム	17	長野県全域へのESD活動の普及と定着を目標として、信州大学が中心となり、各種団体や学校等の教育機関などが参画して取組を進めている共同体
	信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度	17	参照：P33コラム「信州やまほいく（信州型自然保育）について」
	信州・気候変動モニタリングネットワーク	26	県内の気候変動の実態を把握するために県が2014（平成26）年11月に設立したネットワーク。県内で気象観測を行っている行政や大学などの50機関から構成され、各機関が保有している観測データの収集・整理・発信を行っている。
	信州・気候変動適応プラットフォーム	26	気候変動に適応する製品や技術、サービスの創出や政策の立案を促進するために県が2016（平成28）年10月に設立したプラットフォーム。行政や企業、大学などの49機関で構成され、気候変動の影響に関する情報共有や具体的な適応策の検討を行っている。
	森林セラピー	15	参照：P33コラム「森林セラピーについて」 ※「森林セラピー」は特定非営利活動法人森林セラピーソサエティの登録商標であり、森林セラピー基地・ロードの認定を行っています。

	用語	ページ	解説
シ	森林や農山村の持つ多面的な機能	29	・森林の多面的機能 土砂災害等の防止、水源の涵養、木材などの林産物の供給、保険休養の場や生き物の生息・生育する場の提供、地球温暖化防止等の多面にわたる機能 ・農山村の多面的機能 国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物供給以外の多面にわたる機能
	森林セラピー基地	31	セラピー効果のある森林、遊歩道、休憩・宿泊施設、癒しのプログラムを提供できる森林セラピーガイド等の体制が整っているなど一定基準を満たした地域
	森林認証	32	行政や企業から独立した認証機関が、適切な森林管理や持続可能な森林経営が行われている森林と、木材の流通加工業者を審査・認証し、そこから生産・加工された木材や木製品に認証機関ごとの独自のマークを付けて、認証を受けていないものと区別する制度
	森林の公益的機能	34	森林は、土砂災害等の防止、水源の涵養、木材などの林産物の供給、保険休養の場や生き物の生息・生育する場の提供、地球温暖化防止等、様々な働きを持つ。この様々な働きのうち、木材等の林産物を供給する機能を除いたもの
ス	水源の涵養機能	34	森林の土壌や水田等が、降水等を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能
	3 R（リデュース・リユース・リサイクル）	14	Reduce（リデュース：発生抑制）・Reuse（リユース：再利用）・Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった言葉。2000年に循環型社会形成推進基本法において3 Rの考え方が導入され、(1)リデュース(2)リユース(3)リサイクル(4)熱回収（サーマルリサイクル）(5)適正処分の優先順位で廃棄物処理やリサイクルが行われるべきであると定められている。
	諏訪湖創生ビジョン	37	参照：P39コラム「諏訪湖創生ビジョンについて」
セ	生物多様性のホットスポット	7	英語のhot spotは「危険な場所」、「注目されている場所」の意。生物多様性のホットスポットとは、生物多様性が高く、かつ破壊が進んでいる地域のこと。地球上に36箇所あるホットスポットのうちの1つとして、日本列島全体が指定されている。また、日本列島の中でも、特に長野県内やその周辺は生物多様性の豊かな場所であり、ホットスポット中のホットスポットといわれている。
	生物多様性	2	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念

	用語	ページ	解説
セ	生物多様性保全パートナーシップ協定	19	市民団体等が行っている生物多様性の保全活動に企業や学校等の参画を促し、資金的・人的支援を得る取組 参照：P21コラム「生物多様性保全パートナーシップ協定について」
	生物多様性ながの県戦略	29	生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略であり、長野県の自然的社会的特性を活かした生物多様性の保全及びその持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画
	雪氷熱	25	冬の間に降った雪や、冷たい外気を使って凍らせた氷を保管し、冷熱が必要となる時季に利用する熱エネルギー。適度な水分を含んだ冷気であることから、食物の冷蔵に適している。
	全窒素	39	水中に含まれる無機性窒素及び有機性窒素の総量
	全りん	39	水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量
タ	ダイオキシン類	10	物の燃焼などの過程で非意図的に生成される炭素、水素、（酸素）、塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって222種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、生物に対する毒性の強いものがある。
	太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル	26	地域と調和した再生可能エネルギー事業を促進することを目的に、「太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議」（長野県の関係部局、21市町村により構成）での議論を踏まえて策定した、太陽光発電に対応するための市町村担当者向けマニュアル。事業者への普及を目的に「抜すい版」も公表している。
	多量排出事業者	44	前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000トン以上又は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を県内に設置している事業者
	単独処理浄化槽	36	し尿のみを処理し、生活雑排水を処理しない方式の浄化槽。2000（平成12）年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の設置はできなくなった。 ⇒cf. 合併処理浄化槽（用語解説P54）
チ	地域再生可能エネルギー国際会議2017	6	参照：P28コラム「地域再生可能エネルギー国際会議2017について」
	地域循環圏	14	地域の廃棄物処理の実情や食品廃棄物、家畜ふん尿、木くず等の廃棄物の種類に応じて、多様な主体が広域的に連携し、適正規模で廃棄物を資源として循環させる仕組み。廃棄物処理施設等の集約化による社会コストの削減、新規ビジネスの創出、低炭素社会・自然共生社会の形成への効果が期待できる。

	用語	ページ	解説
チ	地域主導型の再生可能エネルギーの普及拡大	24	地域の主体が、自ら事業費の過半を出資し、意思決定を行って実施する再生可能エネルギー事業の形態であり、利益の大部分を地域で得ることが可能
	地消地産	13	地域で消費するものを、地域にある資源を活用して地域で生産すること
テ	電子マニフェスト	45	産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組み
ト	特定汚染源	36	家庭や工場・事業場のように、特定の場所から汚染物質が排出される汚染源のこと ⇒cf. 非特定汚染源（用語解説P63）
	特定粉じん排出等作業	41	吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料が使用され、ている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は捕集する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもの
ナ	長野県版レッドリスト	8	長野県内に生息する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅の恐れのある種を選定してリストにまとめたもの
	長野県森林づくり県民税	18	森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくために、2008（平成20）年4月1日から県が導入した独自課税制度。荒廃した里山の森林整備等を推進するための財源として使われる。
	長野県希少野生動植物保護条例	29	長野県内に生息・生育する希少野生動植物に対して、本県の実情に即し、より広範な種の保護を図るため制定した条例（2004（平成16）.1.1施行） 条例に基づき、保護の必要のある種を指定種または特別指定種として捕獲規制を行うほか、保護回復事業計画を策定し希少野生動植物の保護を図っている。
	長野県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン	25	環境負荷の少ない電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（E・V・P・H・V）など次世代自動車の普及促進を図るため、2013（平成25）年6月に策定したビジョン。本ビジョンでは、県の充電インフラ整備方針を示し、当該方針に基づいて行われる民間事業者等のインフラ整備を積極的に支援することとしている。

	用語	ページ	解説
ナ	長野県水道ビジョン	35	安心安全な水道を将来にわたって維持し、持続的な供給体制を確保するため、県内の水道が目指すべき方向性や、とるべき方策・連携策を示すため2016（平成28）年度に策定
	長野県ものづくり産業振興戦略プラン	24	長野県経済のけん引役であるとともに、県民生活を豊かにする上で、重要な役割を果たす製造業の振興を図るために策定したプラン。本プランに基づき、産業イノベーションの創出に向けて、積極果敢にチャレンジするものづくり産業の集積実現を目指し、企業、大学、支援機関、行政機関、金融機関等が一体となった取組を推進する。
ナ	75%値	9	BOD（COD）の水質測定結果の評価方法の一つであり、水質環境基準の適否の判定などに利用される。全データを小さい方から並べた時に、（データ数×0.75）番目の値をいう。例えば、年間のデータ数が12個の場合、小さい方から9番目の値となる。これは河川の低水流量（1年を通じて275日はこれより低下しない流量）における水質を反映している。
ニ	日本型直接支払制度	35	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度
ネ	ネイチャーセンター	31	地域の自然情報だけでなく観光情報、気象情報などの様々な情報が手に入り、滞在時間や、費用に応じた多彩な自然体験が提供され、環境教育、休憩・避難、調査・研究、自然保全など、多目的な活動が行われる拠点としてアメリカ合衆国国立公園内に設置された施設
ノ	残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動	19	食品ロスを減らすため、外食の中でも食べ残しが多い宴会で、始めの30分と最後の10分間に自分の席で料理を食べて、食べ残しをしないように呼びかける松本市発祥の取組
ハ	ばい煙	40	燃料その他の物の燃焼、または熱源としての電気の使用に伴って発生する硫黄酸化物及びばいじんや、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴って発生する物質のうち、カドミウムや鉛などの人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある有害物質
	バイオマス	7	再生可能エネルギーのうち、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの（化石燃料を除く）。バイオマス資源は、発電や熱利用による活用が可能
	バイオ燃料	25	植物資源などのバイオマスを加工して作る燃料。木くずや廃材、トウモロコシ、サトウキビ・ビートの絞りかす（バガス）などを発酵させて作るエタノール（エチルアルコール）、家畜の糞尿などを発酵させてできるメタンなど

	用語	ページ	解説
ハ	パリ協定	6	2015（平成27）年12月12日、フランスパリで開催されたCOP21において、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際約束。「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」を目標に掲げ、全ての国が参加し、5年ごとに削減目標を提出・更新する仕組みを取り入れた。
ヒ	ヒートショック	23	温度の急変で体がダメージを受けること。冷凍倉庫で作業した後、急に真夏の炎天下に出たときや、暖房の効いた部屋から寒い廊下に出たときなどに起こる。脈拍や血圧が上昇して、心筋梗塞や脳卒中を引き起こす要因となりうる。
	光害（ひかりがい）対策ガイドライン	41	人工光の使用に伴い必要となる環境への配慮のあり方について、環境省が定めたガイドライン
	ヒシ	9	水生植物の一種のヒシは1年草で、春に湖底に沈んだ種から芽を出し、夏にかけて湖面で葉を広げて繁茂し種子をつけて秋に枯れる。かつての諏訪湖は、湖岸から沖に向け、ヨシ帯などの抽水植物→ヒシ帯などの浮葉植物→エビモなどの沈水植物と、水生植物が移り変わっていたが、現在は、その生態系のバランスが崩れ大量に繁茂するようになっている。
	微小粒子状物質（PM2.5）	10	大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が2.5μm以下の粒子。浮遊粒子状物質のうち特に粒径が小さいために肺の奥深くまで入りやすいことから、その健康影響が懸念されている。
	非特定汚染源	37	市街地、農地、森林のように面的な広がりを有するため、汚染物質が排出される場所が特定できない汚染源のこと ⇒cf. 特定汚染源（用語解説P61）
フ	フードバンク	15	食品メーカーの製造工程で発生する規格外品（包装の印字ミスなど食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品）や家庭で消費しきれない食品などを引き取り、生活困窮家庭や福祉施設等へ無償で提供する団体・活動
	不法投棄ホットライン	46	不法投棄等不適正処理の早期発見につなげるため、24時間体制で通報を受け付ける県が設置しているフリーダイヤルの名称。 電話番号は「0120-530-386（ごみをみはろう）」
	不法投棄情報ながの	46	不法投棄・野外焼却の発見件数等統計情報や産業廃棄物収集運搬車両指導状況などを市町村向けに電子メールで随時お知らせするほか、県のホームページに掲載している情報提供の名称

	用語	ページ	解説
フ	フロン類	26	フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称。主にCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類に分類される。人工的に作られた蒸発しやすい液体、あるいは気体状の化学物質である。毒性が低く、燃えない、油を溶かすなどの性質を持っているため、半導体など精密部品の洗浄剤、エアコンの冷媒などに広く使われているが、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、今日では様々な条約・法律によって製造及び使用について大幅な制限がかけられている。
マ	マニフェスト（産業廃棄物管理票）	11	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・性状・運搬業者名・処分業者名などを記載・交付し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできる。
ム	無散水消雪施設	35	舗装道路や融雪の必要箇所に放熱管を埋設し、この管に地下水などの熱媒体を循環させ、この放熱エネルギーで融雪する施設
モ	モビリティ・マネジメント	23	1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策
	森林（もり）の里親促進事業	19	森林保全活動を支援する企業などと、森林を所有する市町村・団体とが契約を締結し、森林の整備や地域住民との交流などを行うもの。県は、企業と地域との里親契約に向けた調整（仲介）を行う。
ユ	有機塩素系化合物	36	塩素を含む有機化合物の総称。このうち、揮発性の高い有機塩素化合物は、沸点が低い、燃えにくい、油をよく溶かすなどの特徴があるため、金属部品等の脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤等として広く利用されている。発がん性物質とされるトリクロロエチレン等が水質汚濁防止法の有害物質に指定されている。
	友好協力を一層強化させる覚書	20	2015（平成27）年1月26日に本県と中国・河北省との間で冬季スポーツ分野、医学医療分野、環境汚染改善分野における協力を合意した覚書。覚書に基づき、環境汚染改善分野においては環境保全研究所と河北省環境モニタリングセンターとの間で人的交流を実施している。
	優良産業廃棄物処理業者認定制度	45	産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として国が定める基準に適合する事業者を、都道府県知事等が認定する制度。排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を推進することを目的としている。

	用語	ページ	解説
ユ	ユニバーサルデザイン	30	障がい（ハンディキャップ）の有無、年齢や性別、国籍や民族などに関わらず、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方
	ユネスコスクール	17	ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、①地球規模の問題に対する国連システムの理解、②人権、民主主義の理解と促進、③異文化理解、④環境教育、といったテーマについて、質の高い教育を実践する学校。国では、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けている。
リ	リスクコミュニケーション	26	気候変動等の社会を取り巻くリスクに関し、地域住民、事業者、行政などが正確な情報を共有し理解を深めること
	林地開発許可	26	無秩序な開発によって森林に働きが損なわれることを防ぐため、森林法（第10条の2第1項）に基づき、1haを超える森林を開発しようとする時は、知事の許可が必要となる。

	用語	ページ	解説
A	ABMORI	21	歌舞伎俳優の市川海老蔵さんが、志賀高原で実施している「信州・志賀高原から始まる市川海老蔵「いのちを守る森」づくり」（海老蔵のもり＝ABMORI）
B	BOD	9	Biochemical Oxygen Demandの略称。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。生物化学的酸素要求量
C	COP21	6	気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21） 気候変動枠組条約とは地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため、1992年（平成4年）5月に採択され、1994年（平成6年）3月に発効。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。
	COD	9	Chemical Oxygen Demandの略称。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するとき消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。化学的酸素要求量
	CSR活動	19	Corporate Social Responsibilityの略称。企業を取り巻く社会や消費者等に対して「企業の社会的責任」を果たすために行われる活動
E	ESG投資	3	環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）を重視して投資する手法
	ESD	17	「Education for Sustainable Development」（持続可能な開発のための教育）の略称。地球規模の課題（平和、貧困、人権、環境等）を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分でできることを考え、実践していくこと（think globally, act locally）を身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動
	ESCO	23	Energy Service Companyの略。民間事業者が省エネルギー量を保証した省エネルギー提案を行い、その保証した削減額を財源として、省エネルギー改修工事の施工、維持・管理などの包括的なサービスを行うこと
G	GAP（農業生産工程管理）	31	Good Agricultural Practiceの略。食品安全、環境保全、労働安全の視点から、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善
N	NaIシンチレーション式サーベイメータ	41	空間放射線量の測定機器。放射線が原子や分子に当たるとそれらが励起状態（エネルギーの高い状態）となり、その励起状態から基底状態（エネルギーの低い状態）に戻るときに蛍光（シンチレーション）を発生し、この蛍光を電流に変換して測定する。サーベイメータの中では検出感度が高いため、主に一般環境中での測定に適しているとされる。

	用語	ページ	解説
P	P R T R	41	Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）の略。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業場から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度
	P C B（ポリ塩化ビフェニル）	45	安定性・耐熱性・絶縁性に優れ、変圧器や蛍光灯の安定器など様々な用途に利用されていたが、発がん性などが問題となり、1972（昭和47）年6月に生産が中止された。
R	「RE100%」イニシアティブ	6	事業運営を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が加盟する新たな国際的先導組織
S	S D G s	1	「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略称。2015（平成27）年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17のゴール（目標）のこと。17のゴールとゴールごとに設定された169のターゲットから構成される。 ○17のゴール SDGsの目標のことで、内容は次のとおり。長期的なビジョンに近い。 ゴール1（貧困） ゴール2（飢餓） ゴール3（健康な生活） ゴール4（教育） ゴール5（ジェンダー平等） ゴール6（水） ゴール7（エネルギー） ゴール8（雇用） ゴール9（インフラ） ゴール10（不平等の是正） ゴール11（安全な都市） ゴール12（持続可能な生産・消費） ゴール13（気候変動） ゴール14（海洋） ゴール15（生態系・森林） ゴール16（法の支配等） ゴール17（パートナーシップ） ○169のターゲット SDGsの17のゴールごとに設定されている、ゴールよりも具体的な達成目標のこと。合計で169のターゲットがある。

第四次長野県環境基本計画答申(案)に対するご意見と回答

1 募集期間 平成29年12月15日(金)～平成30年1月13日(土)まで

2 件数 22件

No	該当項目	お寄せいただいたご意見等(要旨)	回 答
1	1ページ	「計画の位置付け」にSDGs施策の推進を掲げていることに賛同します。環境政策に限らず、今後の県の行政施策については、SDGsの視点で構築していく必要があると考えています。一方、SDGs推進のためには県民理解が不可欠です。SDGsの考え方や具体事例など広報や学習をSDGs推進を掲げている企業・団体と積極的に協力を進めていくことが必要だと考えます。	SDGsに対する認知度を高めていくことは重要と考えており、本計画の広報活動と併せ、SDGsの普及啓発に取り組んでまいります。
2	第1章～第4章	今回の基本計画ではSDGsによる施策の推進を掲げていることを評価します。しかしながら、SDGsについては、まだまだ知られていない状況があり、多くの県民をはじめ各種団体、事業者、行政機関などにその内容を広く啓蒙する必要があると考えます。SDGsを広く普及した上で、それぞれが主体的に行動できるよう、県として支持・支援していくことを希望します。	SDGsに対する認知度を高めていくことは重要と考えており、本計画の広報活動と併せ、SDGsの普及啓発に取り組んでまいります。
3	4ページ	人口減少に歯止めをかける政策とは具体的に何のことでしょうか。策別目標数値はありますか。	「人口減少に歯止めるをかける政策」については、平成27年度に策定した「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」(信州創生戦略)に以下の政策を掲げており、同戦略において政策ごとに数値目標を設定しております。 ・結婚・出産・子育てへの支援などによる自然減への歯止め ・多様な人材の定着など社会増への転換 ・経済構造の転換など仕事と収入の確保 ・確かな暮らしを支える地域構造の構築など人口減少下での地域の活力確保
4	7ページ 25ページ	小水力発電、バイオマス発電の目標値と増加の方策、都市住民が投資できるスキームが必要だと考えます。(東京電力はアクアエナジー100を創設し、都市住民に地方の水力発電による電気の販売を開始しています。)	ご意見にある目標値については、「長野県環境エネルギー戦略」(計画期間:2013年度～2020年度)において、再生可能エネルギーの種類別の発電設備容量の目標値を設定しています。 また、小水力発電、バイオマス発電の増加の方策は、本計画の25ページに記載しています。 なお、県内の地域主導による再生可能エネルギー事業には、住民出資による資金調達事例があり、ご意見にある都市住民の方による投資も資金調達の一手法になるものと考えられます。県では、県内の地域主導による再生可能エネルギーの事例について、今後も情報提供を行ってまいります。
5	10～12ページ	「第2章 現状と課題」に関して 産業廃棄物全体の量的増大を課題として指摘するだけで、適正処理困難な廃棄物、資源化困難な廃棄物など、多種多様な産業廃棄物の種類や性状に由来する具体的な課題の存在にまで踏み込んでいません。少なくとも課題が存在するのか否かくらいは提示すべきではないでしょうか。	「循環型社会の形成に関する状況」の12ページで、PCB、廃石綿、水銀廃棄物や災害廃棄物など処理困難な廃棄物を挙げて、適正な処理が課題である旨を記載しております。

No	該当項目	お寄せいただいたご意見等(要旨)	回 答
6	13ページ 17ページ 20ページ	移住者や交流人口増加の目標数値はありますか。	交流人口の目標値については、17ページに「都市農村交流人口」を掲げており、「検討中」としていた数値は、「690,000人(2022年度)」としました。 なお、移住者数の目標値は、県の次期総合5か年計画において、記載する予定です。
7	14ページ	「第3章 長野県の将来像」に関して 食品廃棄物以外の製造業、建設業、サービス業等によって来る様々な廃棄物の資源化等には全く言及していません。地域で発生した廃棄物を資源として地域内で循環させることを主要施策として打ち出すのであれば、資源化困難な産業廃棄物の新規資源化技術の創出等による、従来からの概念を超える独創性、優位性を有する「地域循環圏」の構想を提示すべきではないでしょうか。	食品廃棄物等以外の廃棄物の資源化については、「食品廃棄物など」の表現に包含しております。また、「地域循環圏」の形成においては、その過程で技術革新や新規ビジネスの創出につながるものと考えており、ご意見の趣旨を踏まえ、「地域循環圏の確立」の中で検討してまいります。
8	16ページ	富裕層向け環境共生型宿泊施設が必要だと考えます。民泊対応策はありますか。	ご意見をいただきました事項は、今後の事業の参考にさせていただきます。 なお、民泊への対応については、民泊の適正な運営を確保するため、「長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例(仮称)」の制定を検討しております。
9	22ページ	CO2削減のための具体策が示されていません。具体策別目標数値はありますか。	ご意見の趣旨は、22～26ページの「2 脱炭素社会の構築」の中で全般にわたって記載しています。 目標数値については、「県内の温室効果ガス総排出量」を掲げており、総合的に施策を推進することにより目標達成に努めてまいります。
10	23ページ	自動車利用制限は日々の生活に影響が大きい。具体的に、どこで、いつやるのでしょうか。また、公共バスのEV、FCV化が必要だと考えます。(中国ではバスのEV化進展中です。)	頂きましたご意見を参考に、今後事業の具体的な検討を進めてまいります。
11	23～25ページ	「環境エネルギーに配慮した交通まちづくりの推進」は、環境のためにも、公共交通の活性化(さらに公共交通の利便性の向上で、訪ねる・住むのに良い街になり得る)のためにもなるため、是非力を入れてほしい。 また、「再生可能エネルギー発電設備の設置拡大」は、環境エネルギー自給率の向上となるため良いと思う。特に、小水力発電は「導入ポテンシャルの高さが全国で上位」という強みを活かせると考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、環境エネルギーに配慮した交通まちづくりや小水力をはじめとした再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでまいります。
12	24ページ	太陽光発電については、固定価格買取制度との関係でみると、10kW未満の高価買取期間が10年目を迎える中で、今後、買取価格が抑えられていくという情報があります。こうなると、採算が合わず、太陽光発電への投資メリットが薄れていくことが見込まれます。これへの対応として、国に買取制度の堅持を求めていくことが必要だと考えます。	FIT法(再生可能エネルギー特別措置法)改正により入札制が導入されるなど制度が大幅に見直される中で、地域住民や中小企業者が実施する再生可能エネルギー事業が不利にならないような価格を設定することを国に求めているところです。 なお、10kW未満の住宅用の太陽光発電の普及に関して、蓄電池としての機能が期待される電気自動車とセットでの導入を促進するなど、多分野と連携した普及策を検討してまいります。

No	該当項目	お寄せいただいたご意見等(要旨)	回 答
13	24ページ	持続可能な社会の実現を目指し、原子力発電所に頼らない再生可能エネルギーを広げる政策への転換が必要だと考えます。「脱炭素社会の構築」の施策の方向性である「再生可能エネルギー100%地域」の早期実現を目指し、より積極的な施策の具現化を望みます。	「2 脱炭素社会の構築」に記載した各種施策に取り組むことにより、「再生可能エネルギー100%地域」の早期実現を目指してまいります。
14	25ページ	平成28年度に実施した「エコ観光地づくりモデル事業」に関わる継続項目が見当たりません。地域では、国の地域産業資源活用計画(経済産業省、農林水産省直轄)の認定とともに、エコ観光地づくりに取り組む民間事業者もあります。民間団体への継続がなされているので、長野県計画には不要と判断されたのでしょうか。	ご意見の趣旨は、25ページの「次世代自動車の普及や非化石燃料への利用転換の促進」に記載しておりますが、ご意見を踏まえ、表現を修正しました。
15	41ページ	アスベスト使用建物の解体撤去等によるアスベスト飛散による健康被害について危惧しています。この問題に取り組むNPO等の協力を得て効果的な対策を進めるとともに、県民にもアスベストの危害について、もっと知らせていく必要があると考えます。	NPOをはじめあらゆる主体のパートナーシップによる環境保全活動の推進は重要だと考えています。頂きましたご意見については、今後の事業の実施段階において参考にさせていただきます。
16	41ページ	平成29年9月に環境省は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を改訂し、平常時における準備として石綿使用建築物等を把握し台帳化することを求めています。石綿使用建築物の台帳化については、調査範囲をレベル1からレベル3までの調査とし、専門家の協力を得てアスベスト台帳を作成する必要があると考えます。	石綿使用建築物の把握については、国土交通省の通知に基づき、「吹付け石綿」及び「石綿含有吹付けロックウール」を対象に、アスベスト調査台帳の整備を進めています。調査範囲、調査方法については現在の調査進捗を踏まえ、頂きましたご意見についても、今後の事業の参考にさせていただきます。
17	41ページ	廃石綿解体工事におけるアスベスト管理(施工業者の安全対策、解体時に飛散するアスベストの適正な測定等)を徹底するため、立入検査を強化する必要があると考えます。	廃石綿を含む建築物の解体工事等の特定粉じん排出等作業は、大気汚染防止法に基づく飛散防止措置が徹底されていることを立入検査等により監視しております。頂きましたご意見も参考に、今後も監視指導を行ってまいります。
18	43～46ページ	「第4章 計画期間中の目標と実施施策」に関して 産業廃棄物について、何ら新規性や独創性のある「施策の方向性」(他県等に対する優位性・アピールポイント)が提示されていません。また、「産業廃棄物リサイクル率」に関しては全く何も提示されていません。産業廃棄物の資源化の取組の重要性への認識を高め、種類・分野別の産業廃棄物の資源化を促進する、他県等に比して優位性を有する(他県等の先進モデルとなる)新たな「政策的仕掛け」(新たな資源循環システム等)を提示すべきではないでしょうか。	産業廃棄物の資源化の取組については、処理責任のある排出事業者が自らその重要性を認識することが重要であることから、県としては、事業者に対する研修会や3R実践協定の推進などにより排出抑制、再資源化の促進に努めてまいります。
20	43ページ	廃棄物(最終処分量)減量や温室効果ガスの排出削減、地球温暖化対策の取組は、県民の理解と行動が不可欠であり、消費者とともに進めることが重要です。更なる3R意識の向上や分別排出の促進、再商品化製品の用途情報、リユース容器を使用した商品やいわゆるリサイクル商品の普及の強化等、消費者への具体的かつ積極的な情報提供を望みます。	ご意見をいただきました事項は、今後、廃棄物の3Rの推進を図る中で参考にさせていただきます。

No	該当項目	お寄せいただいたご意見等(要旨)	回 答
19	循環型社会の形成	「全体を通して」 顕在的・潜在的に求められている産業廃棄物に係る課題解決方策の創出、社会実装による環境保全の高度化への道筋も提示できていません。また、技術的あるいは経済的な困難性から、産業廃棄物の新たな「資源循環システム」の構築が位置付けられないのであっても、その困難性を解決するための調査や研究開発に産学官連携によって着手することは「施策の方向性」に位置付けるべきではないでしょうか。長野県らしい独創性や優位性のある産業廃棄物対策のビジョン・シナリオ・プログラムの骨格的内容は環境基本計画の中に提示すべきではないでしょうか。	ご意見を頂きました事項については、今後、産業廃棄物対策の検討に当たり、参考にさせていただきます。引き続き、産業廃棄物の3Rの推進及び適正処理の推進を図ってまいります。
21	49ページ	SDGsの推進は第4章で触れられているとおり「マルチベネフィット」の観点が不可欠です。そのためにも県の全ての部署が横断的に課題や政策をすり合わせたり、場合によっては予算も持ち寄って課題遂行に当たるといった柔軟な政策推進が必要だと考えます。 その点から第5章の推進体制で触れられている「環境管理推進委員会」では非力ではないでしょうか。知事、副知事がトップとなる推進体制が必要だと考えます。また、NPOや企業、団体が推進に積極的に参画できるようにしていく必要があると考えます。	「環境管理推進委員会」は、副知事をトップに各部局長が構成員となる組織であり、ご意見の趣旨を踏まえ、部局間の連携を図りながら、全庁的な取組を推進してまいります。また、県の次期総合5か年計画の推進に当たっても、SDGsの達成を意識して分野横断的に取り組むこととしており、SDGsの推進に必要な体制について今後検討してまいります。 NPOや企業、団体の参画については、本計画の内容を多くの方々に理解していただけるよう積極的な広報に取り組み、計画の推進への協力関係を構築してまいります。
22	49ページ	環境に関する問題は、多くの県民にとって非常に重要な関心事です。基本計画改定に当たっては、十分な情報提供を行い、広く県民から意見募集を募る必要があります。パブリックコメントの募集時期や審議員への情報も含め、よりわかりやすく丁寧な情報発信とその仕組みづくりを希望します。	今後、環境基本計画の改定に当たっては、ご意見の趣旨を踏まえ、広く県民の方々に対し、わかりやすく丁寧な情報提供等を行ってまいります。